

様 式 目 次

様式番号	様 式 の 名 称	頁
第 1 号の 1	農地法第 4・5 条の規定による許可申請書	5
第 1 号の 2	農地法第 4・5 条の規定による許可申請書（農地造成）	7
第 2 号	事業計画書	9
第 3 号	農地法第 条の規定による許可申請に係る意見書	1 1
第 4 号	許可相当事案一覧表	1 5
第 5 号	農地法第 4・5 条の規定による許可申請について（報告）	1 6
第 6 号	法と農地法の転用許可との調整について（照会）	1 7
第 7 号の 1 の 1	許可指令書（4 条）（農地を転用する面積が4haを超える案件の場合）	1 8
第 7 号の 1 の 2	許可指令書（4 条）（農地を転用する面積が4ha以下の案件の場合）	1 9
第 7 号の 2 の 1	許可指令書（5 条）（農地等を転用する面積が4haを超える案件の場合）	2 0
第 7 号の 2 の 2	許可指令書（5 条）（農地等を転用する面積が4ha以下の案件の場合）	2 1
第 8 号の 1 の 1	却下指令書（4 条）（農地を転用する面積が4haを超える案件の場合）	2 2
第 8 号の 1 の 2	却下指令書（4 条）（農地を転用する面積が4ha以下の案件の場合）	2 3
第 8 号の 2 の 1	却下指令書（5 条）（農地等を転用する面積が4haを超える案件の場合）	2 4
第 8 号の 2 の 2	却下指令書（5 条）（農地等を転用する面積が4ha以下の案件の場合）	2 5
第 9 号の 1 の 1	不許可指令書（4 条）（農地を転用する面積が4haを超える案件の場合）	2 6
第 9 号の 1 の 2	不許可指令書（4 条）（農地を転用する面積が4ha以下の案件の場合）	2 7
第 9 号の 2 の 1	不許可指令書（5 条）（農地等を転用する面積が4haを超える案件の場合）	2 8
第 9 号の 2 の 2	不許可指令書（5 条）（農地等を転用する面積が4ha以下の案件の場合）	2 9
第 1 0 号	農地法第 条第 1 項の規定による許可申請に対する不許可（却下）処分について	3 0
第 1 1 号	一時転用許可期間終了後の農地復元報告書	3 1

様式番号	様式 の 名 称	頁
第 1 2 号	農地転用許可後の工事進捗状況報告について	3 2
第 1 3 号	現地調査報告書	3 3
第 1 4 号	農地法第 1 条許可・届出に伴う工事完了報告書	3 4
第 1 5 号	催告書	3 5
第 1 6 号	軽微な農地改良の届出書	3 6
第 1 7 号	廃土処理（公共事業施行）事業届出書	3 7
第 1 8 号	削除	3 8
第 1 9 号	農地の埋立て等工事完了届出書	3 9
第 2 0 号	埋立て等事業計画書	4 0
第 2 1 号の 1	作付け計画書	4 1
第 2 1 号の 2	農地復元誓約書	4 2
第 2 1 号の 3	作付け誓約書	4 3
第 2 1 号の 4	農業経営の実態調査	4 4
第 2 2 号	土砂等発生元証明書	4 6
第 2 3 号	土砂等処理経路証明書	4 7
第 2 4 号	埋立て等の市町村長意見書	4 8
第 2 5 号	土砂等発生元変更届出書	4 9
第 2 6 号	許可後における申請者の留意事項	5 0
第 2 7 号	農地転用許可済標識板	5 1
第 2 8 号	公共事業の施行に伴う廃土処理に係る農地転用の申出書	5 2
第 2 9 号の 1	承認書	5 3
第 2 9 号の 2	不承認書	5 4
第 3 0 号	競（公）売買受適格証明願	5 5
第 3 1 号	競（公）売買受適格証明書	5 6
第 3 2 号	競（公）売買受不適格通知書	5 7
第 3 3 号	農地法施行規則第 2 9 条第 1 号に関する農地転用の届出書	5 8

様式番号	様式 の 名 称	頁
第 3 4 号	農地法施行規則第 2 9 条第 1 号に関する転用関係整理簿	5 9
第 3 5 号	農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書	6 0
第 3 6 号	農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書	6 1
第 3 7 号	受理通知書	6 2
第 3 8 号	不受理通知書	6 3
第 3 9 号	農地法第 条の規定による許可後の計画変更承認申請書	6 4
第 4 0 号	農地法第 条の規定による許可後の計画変更承認申請書（承継を伴う場合）	6 5
第 4 1 号	農地法第 条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る意見書	6 6
第 4 2 号の 1	承認書	6 8
第 4 2 号の 2	承認書（承継を伴う場合）	6 9
第 4 2 号の 3	承認書（一時転用の期間延長）	7 0
第 4 3 号の 1	不承認書	7 1
第 4 3 号の 2	不承認書（承継を伴う場合）	7 2
第 4 3 号の 3	不承認書（一時転用の期間延長）	7 3
第 4 4 号	転用事実確認証明願	7 4
第 4 5 号	公共事業の施行に伴う廃土処理に係る転用事実確認証明願	7 5
第 4 6 号	地目変更登記に係る照会に対する回答書（又は調査結果）	7 6
第 4 7 号	原状回復命令措置の通知書	7 7
第 4 8 号	農地への原状回復命令を行わないこととされた事案についての通知書	7 8
第 4 9 号	農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願	7 9
第 5 0 号の 1	現況確認書（非農地）	8 0
第 5 0 号の 2	現況確認書（農地）	8 1
第 5 1 号	現地調査表	8 2
第 5 2 号	違反転用事案報告書	8 3
第 5 3 号	違反転用事案報告の送付について	8 5

様式番号	様式 の 名 称	頁
第 5 4 号	違反転用事案に係る是正指導について	8 6
第 5 5 号の 1	農地の転用違反について（勧告・農業委員会）	8 7
第 5 5 号の 2	農地の転用違反について（勧告・農業事務所）	8 8
第 5 5 号の 3	勧告書（農地・農村振興課）	8 9
第 5 6 号の 1	処分又は命令書（農地等を転用する面積が4haを超える案件の場合）	9 0
第 5 6 号の 2	処分又は命令書（農地等を転用する面積が4ha以下の案件の場合）	9 2
第 5 7 号	違反転用是正調査報告書	9 4
第 5 8 号	違反転用是正計画書	9 5
第 5 9 号	違反転用是正完了届出書	9 6
第 6 0 号	違反転用是正履行状況報告書	9 7
第 6 1 号	農地法第 4・5 条の規定による許可処分の証明願	9 8
第 6 2 号	農地法第 4・5 条の規定による許可処分の取消願	9 9
第 6 3 号	農地法第 4・5 条の規定による許可処分の取消指令書	1 0 0
第 6 4 号	農地法第 4・5 条の規定による許可申請の取下願	1 0 1
第 6 5 号	農地法第 条の規定による許可申請の取下げについて（通知）	1 0 2
第 6 6 号	転用許可申請受付簿	1 0 3
第 6 7 号	農業振興地域整備計画の変更済証明書	1 0 4
第 6 8 号	削除	1 0 5
第 6 9 号	農地法附則第 2 項第 号に基づく協議に係る事案の概要書	1 0 6
第 7 0 号	許可申請に係る申請書類チェック一覧表	1 0 7
第 7 1 号	『土砂等の利用による農地造成』（一時転用）許可申請に係る申請書類チェック一覧表	1 1 1
第 7 2 号	『産業廃棄物最終処分場』許可申請に係る申請書類チェック一覧表	1 1 4

農委受付

農業事務所受付

農地・農村振興課受付

※
農地法第 4 ， 5 条の規定による許可申請書

※ ※

下記土地について したいので農地法第 4 ， 5 条の規定によって許可を申請します。

千 葉 県 知 事 様 年 月 日

譲受人

譲渡人

1 申請者の住所 及び氏名		住 所				氏名(名称) 本人の電話連絡先等				
	譲受人					氏名(名称) 電話連絡先 ー ー 連絡先名称				
	譲渡人					氏名(名称) 電話連絡先 ー ー 連絡先名称				
2 許可を受け ようとする 土地表示・ 利用状況等	土地の表示		地 番	地 目		面 積 m ²	所有者氏名	耕作者氏名	自作・ 貸付 の別	都市計画 区域の 区域区分
	市町村									
	大 字	字		登	現					
						m ²				
						m ²				
						m ²				
						m ²				
						m ²				
	合 計		田	m ²	畑	m ²	採	m ²	計	m ²
3 転 用 計 画	(1) 用 途						(2) 転用事由の詳細		別紙事業計画書のとおり	
	(3) 転用の時期		着手予定 令和 年 月 日 完了予定 令和 年 月 日							
	(4) 事業又は 施設の概要		用途区分		棟数	建築物(工作物)の建築面積			その他	
4 転用に伴う 給付, その他	(1) 転用地の価格				円	(4) 転用地の賃借料(年m ² 当)				円
	(2) 相手方に対する離作補償等(m ² 当)				円	(5) 賃借期間 自 令和 年 月 日				
	(3) 隣接地に対する損害補償等				円	至 令和 年 月 日				
5 資金調達に ついての計画	資金所要額		土地代金		千円	計		千円		
			整地費		千円	自己資金		千円		
			建設費		千円	借入金		千円		
			その他		千円					
6 譲受人と譲渡 人との関係			7 転用することによって周辺の農地に係る営農条件への支障 の有無とその被害防除措置の概要				別 紙 事 業 計 画 書 の と お り			
8 その他参考事項										

許可申請書作成上の注意事項

- (1) 記載に当たっては、かい書ではっきり書いてください。
ただし、住所については住民票、氏名については戸籍簿、土地の表示については登記簿に書いてあるとおりの字体を使用してください（申請書の内容がそのまま許可指令書に反映され、正確な記載がされないと、登記ができなくなりますので注意して記入してください。）。
- (2) 「譲受人」とは「転用を行う事業者」であり、「譲渡人」とは「土地の提供者」です。
第4条の場合は「譲受人」欄に各項目の記載をしてください。
- (3) ※印のある欄については、該当する条項を○で囲み、空欄には第4条の場合は「転用」と記載し、第5条の場合は「転用を伴う所有権移転（転用を伴う賃借権設定、転用を伴う使用貸借による権利設定等）」のように権利の種類及び設定又は移転の別を記載してください。
- (4) 譲受人、譲渡人、土地の表示等の記載欄が足りない場合は、別紙に同様の記載欄を作成してそれぞれ申請書に添付してください。
- (5) 地目「現」欄は、「登」欄が農地以外の場合にのみ記入してください。
「現」とは申請者が判断する「現況地目」であり、「登」とは「登記簿の地目」です。
- (6) 「自作・貸付の別」欄は、申請地について耕作の事業を行う者が所有権に基づきその事業に供している場合には「自作」、耕作の事業を行う者が所有権以外の権原に基づきその事業に供している場合には「貸付」と記載してください。
- (7) 土地の表示欄に余白が生じる場合は、当該余白欄に斜線を引くか又は「以下余白」と記載してください。
- (8) 「3 転用計画」以降の欄についても漏れなく記入してください。
- (9) 記入欄が足りない場合は、別紙に記載してください。

(様式第1号の2)

農委受付

農業事務所受付

農地・農村振興課受付

※
農地法第 4 ， 5 条の規定による許可申請書(農地造成)
※

下記土地について効率的な耕作をするため農地造成したいので農地法第 4 ， 5 条の規定によって許可を申請します。

年 月 日

千葉県知事 様

譲受人

譲渡人

1 申請者の住所及び氏名		住 所				氏名(名称) 本人の電話連絡先等				
	譲受人					氏名(名称) 電話連絡先 連絡先名称 — —				
	譲渡人					氏名(名称) 電話連絡先 連絡先名称 — —				
2 許可を受けようとする土地表示・利用状況等	土地の表示		地 番	地 目		面 積 m ²	所有者氏名	耕作者氏名	自作・貸付の別	都市計画区域の区域区分
	市町村			登	現					
	大 字	字					m ²			
					m ²					
					m ²					
					m ²					
					m ²					
					m ²					
合 計		田 m ² 畑 m ² 採 m ² 計 m ²								
3 権利関係の内容										
4 転 用 計 画	(1) 用 途		(2) 転用事由の詳細				別紙事業計画書のとおり			
	(3) 転用の時期		着手予定 令和 年 月 日 完了予定 令和 年 月 日							
5 賃借料等	(1) 転用地の賃借料(年m ² 当) 円									
	(5) 賃借期間		自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日							
6 資金調達についての計画	資金所要額		土地代金 千円 計 千円				自己資金 千円			
			整地費 千円				借入金 千円			
			建設費 千円							
			その他 千円							
7 譲受人と譲渡人との関係			8 転用することによって周辺の農地に係る営農条件への支障の有無とその被害防除措置の概要					別 紙 事 業 計 画 書 の と お り		
9 その他参考事項										

土地所有者の誓約事項

私は、下記事項について誓約いたします。 署名

印

- ①自己の所有する農地を農地として効率的に活用するため、事業内容を把握しました。
- ②土地所有者（耕作者）は、転用事業が行われている間、違反転用の発生を防止するため埋立等事業計画に定められたとおり実施されているかを定期的に把握するとともに、計画どおり実施していないとき又はそのおそれがあることを知ったときは、直ちに、事業を行う者に対し事業の中止及び原状回復を求めるとともに、その旨を農業委員会に通報します。
- ③農地復元については、別添「農地復元誓約書」のとおり誓約します。

許可申請書作成上の注意事項

- (1) 記載に当たっては、かい書ではっきり書いてください。
ただし、住所については住民票、氏名については戸籍簿、土地の表示については登記簿に書いてあるとおりの字体を使用してください（申請書の内容がそのまま許可指令書に反映され、正確な記載がされないと、登記ができなくなりますので注意して記入してください。）。
- (2) 「譲受人」とは「転用を行う事業者」であり、「譲渡人」とは「土地の提供者」です。
第4条の場合は「譲受人」欄に各項目の記載をしてください。
- (3) 譲受人、譲渡人、土地の表示等の記載欄が足りない場合は、別紙に同様の記載欄を作成してそれぞれ申請書に添付してください。
- (4) 地目「現」欄は、「登」欄が農地以外の場合にのみ記入してください。
「現」とは申請者が判断する「現況地目」であり、「登」とは「登記簿の地目」です。
- (5) 「自作・貸付の別」欄は、申請地について耕作の事業を行う者が所有権に基づきその事業に供している場合には「自作」、耕作の事業を行う者が所有権以外の権原に基づきその事業に供している場合には「貸付」と記載してください。
- (6) 土地の表示欄に余白が生じる場合は、当該余白欄に斜線を引くか又は「以下余白」と記載してください。
- (7) 「権利関係の内容」欄については、第5条の場合に「転用を伴う賃借権設定、転用を伴う使用貸借による権利設定等」のように権利の種類及び設定又は移転の別を記載してください。
- (8) 「3 転用計画」以降の欄についても漏れなく記入してください。
- (9) 記入欄が足りない場合は、別紙に記載してください。

(様式第2号)

事業計画書

ア 計画施設内容(事業を行う理由, 造成の計画も記入。埋立て等を行わず整地のみの場合にも, その内容を記入。)

イ 土地選定理由(他の土地(農地以外の土地も含む。)で当該事業を行えない理由も記入。)

ウ 地目別面積(申請に係る農地と一体として利用する農地以外の土地についても記入。)

田	m ²	畑	m ²	採草放牧地	m ²	その他	m ²	合計	m ²
---	----------------	---	----------------	-------	----------------	-----	----------------	----	----------------

エ 申請に係る農地と一体として利用する農地以外の土地の権利取得の見込み

オ 用水(上水道等)・排水・調整池計画(排水については雨水, 汚水, 雑排水別に記入。)

カ 防災計画(工事中・施工後の防災計画を記入。)

キ 周辺農地の営農条件への被害防除対策(農業用排水・施設, 日照, 通風への影響, 土砂流出防止等を記入。)

ク 隣接農地所有者・耕作者への説明状況等(説明内容及びそれに対する相手方の対応状況を記入)

説 明 を し た 者

隣接農地所有者(耕作者)

説明内容(被害防除対策)

隣接農地所有者(耕作者)の意見(対応状況)

その他(状況を詳細に)

ケ 一時転用期間の説明(一時転用の期間が必要最小限度であることを記入。)

コ その他(離農措置をとった場合などその内容を記入。)

(様式第3号)

農地法第 条の規定による許可申請に係る意見書

年 月 日

農業委員会

1 申請に係る事項

(1) 申請者の住所・氏名

譲受人

_____ 都道府県 _____ 市郡 _____ 区 _____ 町村 _____ 氏名 _____ 外 _____ 名

譲渡人

_____ 都道府県 _____ 市郡 _____ 区 _____ 町村 _____ 氏名 _____ 外 _____ 名

(2) 申請土地

ア 所在・地番

千葉県 _____ 市郡 _____ 区 _____ 町村 大字 _____ 番外 _____ 筆

イ 地目別面積

田 _____ m² 畑 _____ m² 採草放牧地 _____ m² その他 _____ m²

※ウ 申請土地の所在する区域

[市街化区域 ・ 市街化調整区域 ・ その他の区域]

(3) 事業計画

ア 用途(住宅用地・工場用地等具体的に記載すること)

イ 工事計画

着工 年 月 日 完了 年 月 日

2 申請条項

		農 地	採草放牧地	その他
第4条	所有権に基づく転用	m ²		
	その他()	m ²		
第5条	所有権移転	m ²	m ²	
	賃借権設定・移転	m ²	m ²	
	地上権設定・移転	m ²	m ²	
	その他()	m ²	m ²	

3 農地転用に関する許可基準からみた意見

(1) 農地の区分

※ [農用地区域内の農地 ・ 甲種農地 ・ 第1種農地 ・ 第2種農地 ・ 第3種農地]

(2) 農地転用に関する許可基準に定める農地の区分の該当事項

[千葉県農地転用関係事務指針 に該当する。]

(3) 該当事項とした判断理由(申請地の営農条件及び周辺の市街地の状況等を記載すること)

--

(4) 転用候補地内の農地の区分別面積及びその割合

	農用地区域	甲種農地	第1種農地	第2種農地	第3種農地	農地以外	合 計
面 積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
割 合	%	%	%	%	%	%	%

(5) 検討事項及び意見

検 討 事 項	※ 意 見	意見決定の理由
ア 農地の区分と転用目的 ① 申請地が農用地区域内の農地、甲種農地、第1種農地である場合においては、転用目的が例外的に許可し得るものとして法令で定めているものに該当するか ② 第2種農地である場合には、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地で当該事業に係る事業の目的を達成することの可能性(代替性)の有無及びその理由	適当 ・ 不適当 有 ・ 無	
イ 資力及び信用	適当 ・ 不適当	
ウ 転用行為の妨げとなる権利を有する者の有無(自作地・貸付地等の別。) 自作地以外の場合、その同意状況	自 ・ 貸 ・ 他 () ※同意状況の有無 有 ・ 無	
エ 土地改良事業受益地について ① 申請地が受益地内にあるか ② 有の場合、除外の見込みについて土地改良区の意見書があるか。 ※事業については下記5に記入のこと	有 ・ 無 有 ・ 無	
オ 申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性	確実 ・ 不確実	
カ 行政庁の免許、許可、認可等の見込み	確実 ・ 不確実	
キ 申請に係る農地以外の土地を利用できる見込み	確実 ・ 不確実	
ク 計画面積の妥当性	適当 ・ 不適当	
ケ 宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	適当 ・ 不適当	
コ 周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無 ① 災害発生のおそれ ② 農業用排水機能への支障 ③ 集団的に存在する農地の蚕食・分断 ④ 日照、通風等への支障 ⑤ その他の支障	有 ・ 無 有 ・ 無 有 ・ 無 有 ・ 無 有 ・ 無	
サ 農地の利用の集積への支障の有無 ① 農業経営基盤強化促進法第19条の「地域計画」の有無 ② 農業経営基盤強化促進法第19条第7項の規定による「地域計画」の案の公告 ③ その他の利用集積への支障	有 ・ 無 有 ・ 無 有 ・ 無 有 ・ 無	
シ 一時転用である場合にはその妥当性 ① 転用目的 ② 転用期間 ③ 復元計画 ④ 農業振興地域整備計画への支障	適当 ・ 不適当 適当 ・ 不適当 適当 ・ 不適当 適当 ・ 不適当 有 ・ 無	

4 関連する農地法手続

※ 第18条関係

・合意解約 ー [第18条第6項通知書受領済 ・ 当事者協議中]

・その他 ー [受付未了 ・ 検討中 ・ 送付済]

5 特定土地改良事業等関係

(1) 事業の種類 []

(2) 事業施行者 []

(3) 施行面積 []

(4) 申請地に係る面積 []

(5) 施行時期 []

(6) 申請地に関係する土地改良財産 []

6 申請土地と都市計画との関係

※(1) 都市計画区域決定の有無

[都市計画区域内 ・ 都市計画区域外] (告示 年 月 日)

※(2) 都市計画法第8条の地域地区の決定

[地域地区の種類 () ・ 決定なし]

7 農業振興地域整備計画との関係

※(1) 農業振興地域決定の有無

[農振地域内 ・ 農振地域外] (告示 年 月 日)

※(2) 農用地区域決定の有無

[農用地区域内 ・ 農用地区域外] (決定 年 月 日)

(3) 農用地区域内の一時転用の場合、市町村担当課の意見

8 意見決定

(1) 農業委員会開催年月日 年 月 日

(2) 委員数と出席委員数及び決定意見に対する賛否の数

名中 名出席 名欠席 名賛成

(3) 意見決定について問題となった点と主な主張

(4) 賛否についての意見

※ア 却下 ・ 許可 ・ 不許可 とされたい(ただし、次の条件を付されたい。又は次の点を考慮されたい。)

イ 理 由

9 農業委員会ネットワーク機構の意見聴取の結果

--

10 その他参考となる事項

注 転用目的が資材置場や駐車場の場合、過去の許可済地の有無について記載すること。
有の場合はその内容を記載すること。

11 処理経過等

申請受付	年 月 日	※ 処 分 の 内 容	却 下
機構意見 聴取日	年 月 日		許 可
意見決定	年 月 日		・ 条件付 () ・ 無条件
送 付	年 月 日		
許可指令			一部許可
指令(写 し)受理	年 月 日		・ 条件付 () ・ 無条件
交 付	年 月 日		不 許 可

上記のとおり送付いたします。

年 月 日

千葉県知事

様

農業委員会会長

記載事項

- (1) 3 (1) の「農地の区分」欄は、農用地区域内の農地、甲種農地、第1種農地（甲種農地以外の農地）、第2種農地、第3種農地の区分に従い、該当するものに○印を付する。
- (2) 3 (2) の「農地転用に関する許可基準に定める農地の区分の該当事項」欄には、「農地転用関係事務指針」に規定する農地の区分に従い、例えば第1種農地にあつては、「第2の4(2)アの②の・」のように、第2種農地にあつては、「第2の4(2)アの⑤の(a)の・の(ア)」のように記載すること。
- (3) 3 (5) 検討事項「ア、オ、カ、ク、コ」については、当該申請について検討該当申請がない場合には、○印は付さない。
- (4) 3 (5) 「ウ 転用行為の妨げとなる権利を有する者の有無（自作地・貸付地等の別。）自作地以外の場合、その同意状況」の意見の「自」は、「自作地」であり、「貸」は、「貸付地」を表す。それ以外に転用行為の妨げとなる権利を有する者がいる場合は、「他」に○印を付し、その権利内容を（ ）内に記載する。「自」に○印が付されている場合には、同意状況の有無について、○印は付さない。
- (5) 3 (5) 「カ 行政庁の免許、許可、認可等の見込み」の意見は、市町村がその他法令等の許認可権限を有しているものを除き記載する必要はない。
- (6) 4 「関連する農地法手続」については、3 (5) ウの意見が「貸」である場合、原則として、合意解約等の手続が意見決定までに整うよう、申請者を指導するものとする。
- (7) 10 「その他参考とする事項」欄には、農用地区域内農地の一時転用で、農業委員会から農振担当部局への照会に対する回答内容等を記載する。
- (8) ※印のある欄については、該当するものに○印を付する。

(様式第 4 号)

許可相当事案一覧表（第 4， 5 条 月分）

農業事務所／農地・農村振興課

15

番号	所管事務所等	土地の所在		地籍		同一事業 合計面積 (㎡)	開発面積 (㎡)	農地 区分	農地法		転用事業者		譲渡人	申請内容			他法令関係	申請年月日	許可年月日	完了予定日	完了日	備考
		市町村	大字	田面積 (㎡)	畑面積 (㎡)				4 条	5 条	住所 (所在地)	氏名 (名称)		事業目的	権利の内容	所要資金 (千円)						

[注] 1 事案につき件数が複数ある場合、地積の合計を記載する。

(様式第5号)

第 号
年 月 日

農地・農村振興課長 様

農業事務所長

農地法第4・5条の規定による許可申請について（報告）

このことについて、 月分の許可相当事案については別紙一覧表のとおりです。
なお、今月の許可申請件数等は下記のとおりです。

記

		4 条	5 条	計
今月の申請総受付件数		件	件	件
農地・農村振興課審査分 申請受付件数				
農 業 事 務 所 審 査 分	申請受付件数			
	補正等件数			
	許可相当件数	()	()	()
	うち、農業委員会 不許可意見の件数			

[注1] 農業事務所審査分の補正等件数欄は、当月受付したうち、補正等が必要であり許可相当と認められない件数を記入すること。

[注2] 農業事務所審査分の許可相当件数欄は、補正等が行われ許可相当としたものを（ ）内に記入する。

(様式第6号)

第 年 月 日 号

様

農地・農村振興課長
(農業事務所長)

法と農地法の転用許可との調整について（照会）

下記に係る農地転用許可申請については、許可する方針であります。貴職所管に係る 法の許可等の見込みについて御回答願います。

記

- 1 物件の表示
- 2 関係人
- 3 用 途
- 4 その他

[申請者]

住 所

氏 名

(名称)

農地法第4条の規定により申請のあった下表記載農地の 転用を許可する。

ただし、次の条件を付ける。

年 月 日

千 葉 県 知 事

印

- [許可条件]
- (1) 用途
- (2) 申請書に記載された事業計画(用途, 施設の配置, 着工及び完工の時期並びに被害防除措置等を含む)に従って事業の用に供すること。
- (3) 転用に伴う工事について, 許可後3か月及びその後1年ごとに工事が完了するまで, その進捗状況報告を, 工事が完了したときは, その完了報告をそれぞれ農業委員会へ2部提出すること。

[表]

市 町 村	大 字	字	地 番	地 目		面 積 m ²	備 考
				登記簿	現 況		

- [注意事項]
- (1) 申請書に記載された事業計画(用途, 施設の設置, 着工及び完工の時期並びに被害防除措置等を含む)に従って, その事業に供しないときは, 農地法第51条の規定によりその許可を取り消し, 条件を変更し, 若しくは新たに条件を付し, 又は工事その他の行為の停止を命じ, 若しくは原状回復の措置等を取るべきことを命ずることがある。
- (2) 地目変更の登記申請を行うときは, 申請書記載の用途に供したことを確認できる農業委員会が発行した証明書を添付すること。

[教示]

- 1 この処分不服があるときは, 地方自治法第255条の2の規定により, この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に名宛人を農林水産大臣とした審査請求書(行政不服審査法第19条第2項に規定する事項を記載しなければなりません。)正副2通を農林水産大臣に提出して審査を請求することができます(なお, 処分があったことを知った日から3月以内であっても, 処分のあった日の翌日から起算して1年を経過したときは審査請求をすることはできません。)
- なお, 審査請求書は, 当知事を經由して農林水産大臣に提出することもできますし, また, 直接農林水産大臣に提出することもできますが, 直接農林水産大臣に提出する場合には, 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1さいたま新都心合同庁舎2号館 関東農政局長に提出してください。
- 2 この処分の取消しを求めるときは, この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に, 千葉県を被告として(訴訟において千葉県を代表する者は千葉県知事となります。), 処分の取消しの訴えを提起することができます(なお, 処分があったことを知った日から6箇月以内であっても, 処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできません。)
- ただし, 上記1の審査請求をした場合は, 当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に, この処分の取消しの訴えを提起することができます。

農業事務所

農業委員会

(第

号)

(第

号)

[申請者]

住 所

氏 名

(名称)

農地法第4条の規定により申請のあった下表記載農地の 転用を許可する。

ただし、次の条件を付ける。

年 月 日

千葉県知事

印

[許可条件]

(1) 用途

(2) 申請書に記載された事業計画(用途、施設の配置、着工及び完工の時期並びに被害防除措置等を含む)に従って事業の用に供すること。

(3) 転用に伴う工事について、許可後3か月及びその後1年ごとに工事が完了するまで、その進捗状況報告を、工事が完了したときは、その完了報告をそれぞれ農業委員会へ2部提出すること。

[表]

市 町 村	大 字	字	地 番	地 目		面 積 m ²	備 考
				登記簿	現 況		

[注意事項]

- (1) 申請書に記載された事業計画(用途、施設の設置、着工及び完工の時期並びに被害防除措置等を含む)に従って、その事業に供しないときは、農地法第51条の規定によりその許可を取り消し、条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは原状回復の措置等を取るべきことを命ずることがある。
- (2) 地目変更の登記申請を行うときは、申請書記載の用途に供したことを確認できる農業委員会が発行した証明書を添付すること。

[教示]

1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法第2条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に名宛人を千葉県知事とした審査請求書(同法第19条第2項に規定する事項を記載しなければなりません。)を千葉県知事に提出して審査請求をすることができます(なお、処分があったことを知った日から3月以内であっても、処分のあった日の翌日から起算して1年を経過したときは審査請求をすることはできません。)

2 この処分の取消しを求めるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、千葉県を被告として(訴訟において千葉県を代表する者は千葉県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、処分があったことを知った日から6箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできません。)

ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

農業事務所

(第 号)

農業委員会

(第 号)

[申請者]

譲受人
(権利者)

住所

氏名
(名称)

.....

譲渡人
(義務者)

住所

氏名
(名称)

.....

農地法第5条の規定により申請のあった下表記載農地の
を許可する。
ただし、次の条件を付ける。

年

月

日

千葉県知事

印

- [許可条件]
- (1) 用途
- (2) 申請書に記載された事業計画(用途、施設の配置、着工及び完工の時期並びに被害防除措置等を含む)に従って事業の用に供すること。
- (3) 転用に伴う工事について、許可後3か月及びその後1年ごとに工事が完了するまで、その進捗状況報告を、工事が完了したときは、その完了報告をそれぞれ農業委員会へ2部提出すること。

[表]

市町村	大字	字	地番	地目		面積	m ²	備考
				登記簿	現況			

- [注意事項]
- (1) 申請書に記載された事業計画(用途、施設の設置、着工及び完工の時期並びに被害防除措置等を含む)に従って、その事業に供しないときは、農地法第51条の規定によりその許可を取り消し、条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは原状回復の措置等を取るべきことを命ずることがある。
- (2) 地目変更の登記申請を行うときは、申請書記載の用途に供したことを確認できる農業委員会が発行した証明書を添付すること。

[教示]

- 1 この処分に不服があるときは、地方自治法第255条の2の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に名宛人を農林水産大臣とした審査請求書(行政不服審査法第19条第2項に規定する事項を記載しなければなりません。)正副2通を農林水産大臣に提出して審査を請求することができます(なお、処分があったことを知った日から3月以内であっても、処分のあった日の翌日から起算して1年を経過したときは審査請求をすることはできません。)
- なお、審査請求書は、当知事を経由して農林水産大臣に提出することもできますし、また、直接農林水産大臣に提出することもできますが、直接農林水産大臣に提出する場合には、埼玉県さいたま市中央区新都心2-1さいたま新都心合同庁舎2号館 関東農政局長に提出してください。
- 2 この処分の取消しを求めるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、千葉県を被告として(訴訟において千葉県を代表する者は千葉県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、処分があったことを知った日から6箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできません。)
- ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

農業事務所

農業委員会

(第

号)

(第

号)

[申請者]

譲受人
(権利者)

住所

氏名
(名称)

譲渡人
(義務者)

住所

氏名
(名称)

農地法第5条の規定により申請のあった下表記載農地の
を許可する。
ただし、次の条件を付ける。

年

月

日

千葉県知事

印

- [許可条件]
- (1) 用途
- (2) 申請書に記載された事業計画(用途、施設の配置、着工及び完工の時期並びに被害防除措置等を含む)に従って事業の用に供すること。
- (3) 転用に伴う工事について、許可後3か月及びその後1年ごとに工事が完了するまで、その進捗状況報告を、工事が完了したときは、その完了報告をそれぞれ農業委員会へ2部提出すること。

[表]

市町村	大字	字	地番	地目		面積 m ²	備考
				登記簿	現況		

- [注意事項]
- (1) 申請書に記載された事業計画(用途、施設の設置、着工及び完工の時期並びに被害防除措置等を含む)に従って、その事業に供しないときは、農地法第51条の規定によりその許可を取り消し、条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは原状回復の措置等を取るべきことを命ずることがある。
- (2) 地目変更の登記申請を行うときは、申請書記載の用途に供したことを確認できる農業委員会が発行した証明書を添付すること。

- [教示]
- 1 この処分不服があるときは、行政不服審査法第2条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に名宛人を千葉県知事とした審査請求書(同法第19条第2項に規定する事項を記載しなければなりません。)を千葉県知事に提出して審査請求をすることができます(なお、処分があったことを知った日から3月以内であっても、処分のあった日の翌日から起算して1年を経過したときは審査請求をすることはできません。)
- 2 この処分の取消しを求めるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、千葉県を被告として(訴訟において千葉県を代表する者は千葉県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、処分があったことを知った日から6箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできません。)
- ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

農業事務所

(第

号)

農業委員会

(第

号)

千葉県 指令第 号の

住 所
氏 名

年 月 日付け農地法第4条第1項の規定による記1及び記2に係る転用（ 用地）の
許可申請については、記3の理由により却下する。

年 月 日

千葉県知事

印

記

1 申請土地

2 転用目的

3 却下理由

[教示]

- 1 この処分不服があるときは、地方自治法第255条の2の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に名宛人を農林水産大臣とした審査請求書（行政不服審査法第19条第2項に規定する事項を記載しなければなりません。）正副2通を農林水産大臣に提出して審査を請求することができます（なお、処分があったことを知った日から3月以内であっても、処分のあった日の翌日から起算して1年を経過したときは審査請求をすることはできません。）。

なお、審査請求書は、当知事を経由して農林水産大臣に提出することもできますし、また、直接農林水産大臣に提出することもできますが、直接農林水産大臣に提出する場合には、埼玉県さいたま市中央区新都心2-1さいたま新都心合同庁舎2号館 関東農政局長に提出してください。

- 2 この処分の取消しを求めるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、千葉県を被告として（訴訟において千葉県を代表する者は千葉県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日から6箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできません。）。

ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

(様式第8号の1の2)

(農地を転用する面積が4ha以下の案件の場合)

千葉県 指令第 号の

住 所
氏 名

年 月 日付け農地法第4条第1項の規定による記1及び記2に係る転用（ 用地）の
許可申請については、記3の理由により却下する。

年 月 日

千 葉 県 知 事

印

記

- 1 申請土地
- 2 転用目的
- 3 却下理由

[教示]

- 1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法第2条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に名宛人を千葉県知事とした審査請求書(同法第19条第2項に規定する事項を記載しなければなりません。)を千葉県知事に提出して審査請求をすることができます(なお、処分があったことを知った日から3月以内であっても、処分のあった日の翌日から起算して1年を経過したときは審査請求をすることはできません。)
- 2 この処分の取消しを求めるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、千葉県を被告として(訴訟において千葉県を代表する者は千葉県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、処分があったことを知った日から6箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできません。)
ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

千葉県 指令第 号の

(譲受人) 住 所
氏 名
(名 称)

(譲渡人) 住 所
氏 名
(名 称)

年 月 日付け農地法第5条第1項の規定による記1及び記2に係る転用を伴う の
許可申請については、記3の理由により却下する。

年 月 日

千 葉 県 知 事

印

記

- 1 申請土地
- 2 転用目的
- 3 却下理由

[教示]

- 1 この処分に不服があるときは、地方自治法第255条の2の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に名宛人を農林水産大臣とした審査請求書（行政不服審査法第19条第2項に規定する事項を記載しなければなりません。）正副2通を農林水産大臣に提出して審査を請求することができます（なお、処分があったことを知った日から3月以内であっても、処分のあった日の翌日から起算して1年を経過したときは審査請求をすることはできません。）。

なお、審査請求書は、当知事を経由して農林水産大臣に提出することもできますし、また、直接農林水産大臣に提出することもできますが、直接農林水産大臣に提出する場合には、埼玉県さいたま市中央区新都心2-1さいたま新都心合同庁舎2号館 関東農政局長に提出してください。

- 2 この処分の取消しを求めるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、千葉県を被告として（訴訟において千葉県を代表する者は千葉県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日から6箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできません。）。

ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

千葉県 指令第 号の

(譲受人) 住 所

氏 名

(名 称)

(譲渡人) 住 所

氏 名

(名 称)

年 月 日付け農地法第5条第1項の規定による記1及び記2に係る転用を伴う の
許可申請については、記3の理由により却下する。

年 月 日

千 葉 県 知 事

印

記

1 申請土地

2 転用目的

3 却下理由

[教示]

- 1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法第2条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に名宛人を千葉県知事とした審査請求書(同法第19条第2項に規定する事項を記載しなければなりません。)を千葉県知事に提出して審査請求をすることができます(なお、処分があったことを知った日から3月以内であっても、処分のあった日の翌日から起算して1年を経過したときは審査請求をすることはできません。)
- 2 この処分の取消しを求めるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、千葉県を被告として(訴訟において千葉県を代表する者は千葉県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、処分があったことを知った日から6箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできません。)

ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

千葉県 指令第 号の

住 所
氏 名

年 月 日付け農地法第4条第1項の規定による記1及び記2に係る転用（ 用地）の
許可申請については、記3の理由により許可しない。

年 月 日

千葉県知事

印

記

- 1 申請土地
- 2 転用目的
- 3 許可しない理由

[教示]

- 1 この処分不服があるときは、地方自治法第255条の2の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に名宛人を農林水産大臣とした審査請求書（行政不服審査法第19条第2項に規定する事項を記載しなければなりません。）正副2通を農林水産大臣に提出して審査を請求することができます（なお、処分があったことを知った日から3月以内であっても、処分のあった日の翌日から起算して1年を経過したときは審査請求をすることはできません。）。

なお、審査請求書は、当知事を経由して農林水産大臣に提出することもできますし、また、直接農林水産大臣に提出することもできますが、直接農林水産大臣に提出する場合には、埼玉県さいたま市中央区新都心2-1さいたま新都心合同庁舎2号館 関東農政局長に提出してください。

- 2 この処分の取消しを求めるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、千葉県を被告として（訴訟において千葉県を代表する者は千葉県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日から6箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできません。）。

ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

(様式第9号の1の2)

(農地を転用する面積が4ha以下の案件の場合)

千葉県 指令第 号の

住 所
氏 名

年 月 日付け農地法第4条第1項の規定による記1及び記2に係る転用（ 用地）の
許可申請については、記3の理由により許可しない。

年 月 日

千 葉 県 知 事

印

記

- 1 申請土地
- 2 転用目的
- 3 許可しない理由

[教示]

- 1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法第2条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に名宛人を千葉県知事とした審査請求書(同法第19条第2項に規定する事項を記載しなければなりません。)を千葉県知事に提出して審査請求をすることができます(なお、処分があったことを知った日から3月以内であっても、処分のあった日の翌日から起算して1年を経過したときは審査請求をすることはできません。)
- 2 この処分の取消しを求めるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、千葉県を被告として(訴訟において千葉県を代表する者は千葉県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、処分があったことを知った日から6箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできません。)
ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

千葉県 指令第 号の

(譲受人) 住 所
氏 名
(名 称)

(譲渡人) 住 所
氏 名
(名 称)

年 月 日付け農地法第5条第1項の規定による記1及び記2に係る転用を伴う の
許可申請については、記3の理由により許可しない。

年 月 日

千 葉 県 知 事

印

記

- 1 申請土地
- 2 転用目的
- 3 許可しない理由

[教示]

- 1 この処分不服があるときは、地方自治法第255条の2の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に名宛人を農林水産大臣とした審査請求書（行政不服審査法第19条第2項に規定する事項を記載しなければなりません。）正副2通を農林水産大臣に提出して審査を請求することができます（なお、処分があったことを知った日から3月以内であっても、処分のあった日の翌日から起算して1年を経過したときは審査請求をすることはできません。）。

なお、審査請求書は、当知事を経由して農林水産大臣に提出することもできますし、また、直接農林水産大臣に提出することもできますが、直接農林水産大臣に提出する場合には、埼玉県さいたま市中央区新都心2-1さいたま新都心合同庁舎2号館 関東農政局長に提出してください。

- 2 この処分の取消しを求めるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、千葉県を被告として（訴訟において千葉県を代表する者は千葉県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日から6箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできません。）。

ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

千葉県 指令第 号の

(譲受人) 住 所

氏 名

(名 称)

(譲渡人) 住 所

氏 名

(名 称)

年 月 日付け農地法第5条第1項の規定による記1及び記2に係る転用を伴う の
許可申請については、記3の理由により許可しない。

年 月 日

千 葉 県 知 事

印

記

1 申請土地

2 転用目的

3 許可しない理由

[教示]

1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法第2条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に名宛人を千葉県知事とした審査請求書(同法第19条第2項に規定する事項を記載しなければなりません。)を千葉県知事に提出して審査請求をすることができます(なお、処分があったことを知った日から3月以内であっても、処分のあった日の翌日から起算して1年を経過したときは審査請求をすることはできません。)

2 この処分の取消しを求めるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、千葉県を被告として(訴訟において千葉県を代表する者は千葉県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、処分があったことを知った日から6箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできません。)

ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

(様式第10号)

第 年 月 日 号

農林水産部長
農業委員会会長 様
農業事務所長

農 業 事 務 所 長
農 林 水 産 部 長

農地法第 条第1項の規定による許可申請に対する不許可（却下）処分について

このことについて、別添写しのとおり不許可（却下）処分を行ったので、御了知願います。

(様式第 1 1 号)

年 月 日

千葉県知事

様

譲受人 住所
氏名

譲渡人 住所
氏名

一時転用許可期間終了後の農地復元報告書

さきに、農地法第 条第 1 項の規定により一時転用許可を受けた土地の農地復元状況を下記のとおり報告します。

記

許 可 年 月 日	年 月 日 (当初許可年月日)				年 月 日
指 令 番 号	千葉県 指令第 号の ~				
許 可 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日				
許可を受けた農地					
転 用 面 積	[田 m ²] [畑 m ²] [合計 m ²]				
転 用 目 的					
復 元 完 了 年 月 日	年 月 日				
復 元 方 法	農 地 造 成 の 場 合	覆 土 方 法	天地返し方法	購入表土	無償表土
		表土の種類			
	農地造成以外 の場合				

[注意事項]

- 1 「指令番号」欄は、当初許可の指令番号を記載すること。
- 2 この報告は、工事完了又は許可満了から一週間以内に農業委員会を経由して報告すること。
- 3 農地造成の場合、写真はカラー写真により覆土前、覆土後の埋立て等の高さを示す写真及び全体写真を2部添付すること。
- 4 農地造成以外の場合、復元方法を示す図書及び復元後のカラー写真を2部添付すること。

(様式第 12 号)

年 月 日

千葉県知事

様

住所
氏名

農地転用許可後の工事進捗状況報告について（第 回）
さきに、農地法第 条第 1 項の規定により転用許可を受けた土地の工事進捗状況を
下記のとおり報告します。

記

許可年月日	年 月 日（当初許可年月日）		年 月 日
指令番号	千葉県 指令第 号の ～		
許可を受けた農地			
転用面積	〔田 m ² 〕〔畑 m ² 〕〔合計 m ² 〕		
建設計画	着工開始日 年 月 日		
	完了予定日 年 月 日		
進捗状況			
土砂等発生元	変更なし	発生元	
	変更あり	（ 届出済 ・ 未届け ） どちらかに○印 発生元	

〔注意事項〕

- この報告は、許可後 3 ヶ月及びその後 1 年ごとに工事の完了するまで、その進捗状況を農業委員会へ 2 部提出すること。
- 工事の進捗状況は詳細に記載し、記載事項が証明できる配置図・写真（原則として日付の入ったもので提出日前おおむね一週間以内に撮影したもの。）を添付すること。
- 建設工事が許可申請所に記載された事業計画どおりに進捗していない場合（遅延又は未着工）は、その理由及び今後の見通しを詳細に記載すること。
- 土砂等の発生元を変更する場合は、直ちに土砂等発生元変更届出書（様式第 25 号）を提出すること。

(様式第 13 号)

年 月 日

千葉県知事

様

農業委員会会長

現 地 調 査 報 告 書
農地転用後の工事進捗状況報告書

別添のとおり（一時転用期間終了後の農地復元報告書）が提出され、下記のとおり確認したので報告します。

記

申請者氏名	
許可年月日	年 月 日
指令番号	千葉県 指令第 号の ～
許可を受けた農地	
転用面積	〔田 m ² 〕〔畑 m ² 〕〔合計 m ² 〕
建設計画	着工予定 年 月 日 完了予定 年 月 日
転用目的	
確認事項	
調査年月日	年 月 日
調査者・職氏名	職 氏名

(様式第14号)

農 地 法 第 条 許 可
農 地 法 第 4・5 条 に 関 す る 農 地 転 用 の 届 出 に 伴 う 工 事 完 了 報 告 書

千葉県知事 様
申請者 住 所
(転用者)氏 名
年 月 日

下記の土地は農地法の規定に基づき許可を受けましたが、転用目的に係る工事が完了しましたので、報告します。

1 許可番号 千葉県 指令第 号の 許可年月日 年 月 日		2 転用年月日 年 月 日 着工 年 月 日 完了							
3 転用目的									
4 許可を受けた土地の所在地 面積	土地の所在	地 番	地 目	面 積 m ²	5 許可を受けた転用目的に係る施設の概要	建築物工 作物その 他施設等 の名称	棟数	1棟の 建 築 面積m ²	建築総面積又はその 他施設の所要面積 m ²
添付資料		1 許可を受けた土地全体が判明できる写真				2 見取図			
留意事項		1 「許可番号」欄は、当初許可の指令番号を記入すること。 2 転用目的が資材置場の場合は、申請目的どおり利用した時点で提出すること。 3 転用目的が植林の場合は、植林後3年を経過した時点で提出すること。 4 許可を受けた施設と実際に建築された施設とが相違する場合は、計画変更承認申請書を同時に提出すること。							

工事完了報告にかかる確認書

年 月 日

農業委員会会長

上記と土地について現地調査した結果、次のとおり確認をしました。

処 理		調査項目	調 査 結 果	
報 告 書 受 付	年 月 日	許 可 目 的 の 施設であるか	有	無
現 地 調 査	年 月 日	許 可 面 積 の 施設であるか	有	無
意 見 決 定	年 月 日	申 請 者 が 転 用 しているか	有	無
転用事実確認証明願の提出の有無及び適否	有 無 適 否	調 査 時 の 工 事 の 完 了 状 況	100%	
現地調査者職氏名			% []	

(様式第 15 号)

第 号
年 月 日

様

千葉県知事 印

催 告 書

あなたは、下記のとおり農地転用の許可を受けた後、工事を完了しないまま放置しているので、遅滞なく許可申請書に記載された事業計画に従って工事を完了させ、許可の目的に供するよう催告します。

なお、工事遅延の理由及び今後の事業計画書を至急提出してください。今後とも引き続き許可申請書に記載された工事を完了しないときは、農地法第 51 条の規定により許可の取消し処分を行うことがありますので、念のため申し添えます。

記

- 1 許可年月日
- 2 許可指令番号
- 3 許可地の所在
- 4 転用目的
- 5 転用面積

備考 本件連絡先（電話番号，担当課，氏名を記入）

(様式第16号)

軽微な農地改良の届出書

年 月 日

農業委員会会長 様

土地所有者 住 所
氏 名

下記のとおり農地への盛土等を実施したいので届出をします。
本工事に当たっては、建設残土等は使用しません。
なお、工事完了後は の作付けを行います。

記

工事施工者	住 所	電 話			
	氏名(名称)				
関係土地	土地の所在	地 番	地目	面積	土地の利用状況
耕 作 者	住所 氏名	電 話			
事業期間	年 月 日から 年 月 日まで				
必要経費					
盛土等の高さ					
搬入土砂等の 取得先					
隣接農地への被害防除方法					

添付書類：搬入土砂等の取得先との契約書(写)、請負契約書(写)
(地形・構造等が複雑である場合は、工事の詳細図)

(様式第 17 号)

廃土処理（公共事業施行）事業届出書

年 月 日

農業委員会会長 様

公共事業施工者

事業（ 地区）施行に係る廃土処理を下記のとおり実施しますので届出します。

記

農地の表示	所在地 地 目 面 積	
農 地 の 所 有 者		
耕 作 者		
廃 土 処 理 量		
埋 立 て 等 の 高 さ		
事 業 期 間		
当該農地の選択理由		

(様式第 19 号)

農地の埋立て等工事完了届出書

年 月 日

農業委員会会長 様

届出者 住所
氏名

年 月 日に届出をした農地の埋立て等の工事について、下記のとおり完了したので届出をします。

記

1 埋立て等を完了した土地

所 在	地 番	地 目	面 積	所有者	耕作者
			m ²		

2 工事完了年月日
年 月 日

3 工事施工者

住所氏名

電話

埋 立 て 等 事 業 計 画 書

事業施行者	住所	氏名	電話
工事請負者	住所	氏名	電話
現場責任者	住所	氏名	電話
事業期間	年 月 日 ～ 年 月 日まで (詳細は別添工程表のとおり)		
土地所有者	住所	氏名	外 名
申請地	番地外 筆 農業振興地域の農用地指定 有 無 (から 方向へ km 付近の農地)		
予定 を し て い る 土 砂 等 の 発 生 元	発生元事業者	住 所 氏 名	
	事業の概要	場 所 事業名	施工期間 事業内容 土砂等の発生量 土砂等の性状
	請 負 者	住所	氏名 責任者氏名 電話
	下 請 者	住所	氏名 責任者氏名 電話
	ストック場	所在地 (ストック場管理者) 氏 名	住所 電話
	土砂等確保量		
埋 立 て 等 の 内 容	面積・土砂等の量	(面積) (土砂等の量)	
	埋 立 て 高	(土砂等の高さ) (覆土の高さ) (全体)	
	埋 立 て 方 式	天地返し方式 (掘削の深さ m) 単純埋立て方式	
	堆 積 計 画	(面積) m ² , (高さ) m, (期間) 日, (被害防除)	
	表 土 の 確 保	(取得先) 購入 無償 (いずれか一方を○印)	
	そ の 他	(車両台数) t 車 台/日 (作業時間) 午前 時 分から午後 時 分まで	

記載注意

- (1)事業期間は、農地の埋立て等(覆土を含む)の全体事業期間を記入すること。
- (2)発生元の事業の概要は具体的にわかりやすく記入のこと。なお、土砂等の発生量は当該事業の全体の発生量をいう。
- (3)ストック場は、当該土砂等の発生元事業者又は中間処理業者が一時仮置きする場所をいう。
- (4)埋立ての面積及び土砂等の量は、事業計画に農地以外の埋立てがある場合は地目ごとに記入すること。
- (5)表土の確保は、埋立て方式か天地返し方式以外の場合に記入すること。
- (6)埋立て方式及び表土の確保は、恒久転用を目的とした埋立ては記入の必要はない。
- (7)土砂等の発生元が変更した場合は、直ちに土砂等発生元変更届出書(様式第25号)を提出すること。

(様式第 21 号の 1)

作 付 け 計 画 書

1 埋立て等の農地

土地の所在	地番	地目	面積

2 上記農地の現在の作付け状況

地番	地目	面積	作目	収量	作付け 開始時期	収穫時期
				(kg/10a)	年 月	年 月

3 埋立て後の作付け計画

地番	地目	面積	作目	予定収量	作付け 開始時期	収穫時期
				(kg/10a)	年 月	年 月

埋立て後は、上記作付け計画書のとおり作付けします。

年 月 日

千葉県知事

農業委員会会長 様

耕作者

住所

氏名

電話

(様式第 21 号の 2)

農 地 復 元 誓 約 書

年 月 日

千葉県知事

様

譲受人 住所
(事業者) 氏名

譲渡人 住所
(所有者) 氏名

下記農地の が完了しましたら、速やかに農地として使用できるように復元することを誓約いたします。

記

(土地の表示)

(作付け内容)

地番	地目	面積	作目	予定収量	作付け 開始時期	収穫時期
				(kg/10a)	年 月	年 月

(様式第 21 号の 3)

作 付 け 誓 約 書

年 月 日

千葉県知事

様

譲受人 住所
(事業者) 氏名

譲渡人 住所
(所有者) 氏名

下記農地の造成工事が完了しましたら、速やかに農地として使用できるように復元するとともに、別添作付け計画書のとおり作付けすることを誓約いたします。

記

(土地の表示)

(様式第 21 号の 4)

農業経営の実態調査

所有者（申請者）氏名	
------------	--

1 世帯の状況

	氏名	年齢	健康状態	職業	従事 日数	従事 年数
世帯主						

2 農地面積の状況（世帯全員の面積）

（単位：m²）

	田	畑	計
自作地			
貸付地			
計			

3

（1）作付け計画（造成地）

作目	作付時期	面積(a)	収量 (kg/10a)	農作業 従事日数
	月～ 月			約 日
	月～ 月			約 日
	月～ 月			約 日
	月～ 月			約 日

(2) 作付け状況（農地全体について）

作目	作付時期	面積(a)	収量 (kg/10a)	農作業 従事日数
	月～ 月			約 日
	月～ 月			約 日
	月～ 月			約 日
	月～ 月			約 日

4 家畜、施設の状況

(1) 家畜

採卵鶏	羽	肉牛	頭
ブロイラー	羽	豚	頭
乳牛	頭	羊	頭

(2) 建物

種類	棟数	建築面積
住家		m ²
納屋		
宅地		敷地面積 m ²

(3) 農機具

種類	台数	種類	台数

5 事情聴取結果

結果	理由
適当 ・ 不適当	

(様式第 2 2 号)

土 砂 等 発 生 元 証 明 書

年 月 日

千葉県知事 様

発生元事業者

住所

事業者名

代表者

現場責任者名

(電話 :)

下記の当社（者）本件事業場から発生する土砂等について、下記のとおり処理契約をいたしました。

なお、下記事業の土砂等は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）第 2 条第 1 項に規定する廃棄物ではありません。

記

1 事業名	
2 事業施工場所	
3 事業施工期間	
4 当該事業土砂等の発生量	
5 土砂等の性状	
6 土砂等処理契約量	
7 発生土砂等の検査	
8 土砂等処理契約者名	住所 氏名

(様式第23号)

土 砂 等 処 理 経 路 証 明 書

千葉県知事

様

年 月 日

次の農地転用許可申請(許可済)地に搬入処理をする土砂等の経路は次の矢印のとおりに相違ありません。

事業施工者(住所, 名称, 代表者氏名)

元 請

下 請 等

住所
氏名
電話

住所
氏名
電話

農地転用許可申請地(搬入先)

土地の表示	番地
外 筆	
農地所有者	
住所	
氏名	外 名
農地の埋立て総面積	m ²
当該農地土砂等処理量	m ³

土砂等の発生場所

事業名

事業の場所(写真、位置図及び動態図添付)

事業の期間

年 月 日～ 年 月 日

当該事業の土砂等発生量

m³

(注)

- 1 ストック場は、当該土砂等の発生元事業者又は中間処理業者が一時仮置きする場所をいう。
- 2 土砂等の処理経路は、はっきりとわかるよう矢印(訂正は無効)で記入してください。

住所
氏名
電話

住所
氏名
電話

ストック場

管理者住所
氏名
所在地
面積
(写真、位置図及び動態図添付)

(様式第24号)

埋立て等の市町村長意見書

1 埋立て等の計画地域名及びその内容

町村	地区	面積	ha	埋立て等の高さ	平均	m
		土砂等の量	m ³	関係地権者数		名

2 埋立て等の計画区域

番地先	～	番地先
-----	---	-----

3 埋立て等の計画区域の土地の利用状況

--

4 当該地域の埋立て等の効果及び今後の土地利用計画

--

5 土地改良事業計画の検討状況

--

6 埋立て等の計画区域内及びその周囲の道路・水路に及ぼす影響及びその対策

--

7 市町村農業振興地域整備計画及び水利（排水）計画上の意見（支障の有無等）

--

年 月 日

千葉県知事

様

市町村長

(様式第25号)

土 砂 等 発 生 元 変 更 届 出 書

年 月 日

千葉県知事

様

農地転用申請者

事業計画のうち土砂等の発生元を下記のとおり変更しましたので届出をします。

記

許 可 年 月 日	年 月 日
指 令 番 号	千葉県 指令第 号の ~
事 業 施 工 場 所	
事 業 名	
事業請負者 (事業下請者)	住所 氏名 責任者氏名 電話
処理契約量及び性状	m ³ (性状)
処 理 契 約 年 月 日	年 月 日
搬 入 開 始 日	年 月 日
ス ト ッ ク 場 所	所在地 管理者氏名 電話

(様式第 2 6 号)

許可後における申請者の留意事項

- ① 工事を開始するときは、「農地転用許可済標識板」(様式第 2 7 号)を工事地の進入路又は第三者に見えやすい場所に掲示すること。
- ② 許可を受けた者は、工事を開始するとき現場に工事責任者を必ず配置し、知事からの許可条件及び指示事項を作業員に徹底させること。
- ③ 工事責任者は、事業地に搬入される土砂等に産業廃棄物等の混入がないよう、十分注意をすること。
- ④ 工事責任者は、埋立て方式が天地返し方式の場合、掘削土は事業地外に運び出すことのないよう作業員に徹底させること。
- ⑤ 工事責任者は、周辺に土砂等の流出、出水及びその他の被害が生じないよう事前に必要な措置を講ずるとともに、周辺の環境保全に努めること。
- ⑥ 事業計画の土砂等発生元に変更があったときは、直ちに土砂等発生元変更届出書(様式第 2 5 号)を、農業委員会へ 2 部提出すること。
- ⑦ 工事責任者は、工事によって道路及び水路等の公共用施設の破損を生じないよう十分配慮すること。
- ⑧ 許可期間内に事業が終了しない場合は、早めに農業委員会に相談の上、やむを得ないと認められる場合は必要最小限度の期間について計画変更(期間の延長)の手続を行うこと。
- ⑨ 工事を完了(農地復元)した場合は、遅滞なく所定の農地復元報告書(様式第 11 号)を農業委員会あて提出すること。また、許可期間中であっても工事を完了(農地復元)した場合は、遅滞なく農地復元報告書を農業委員会へ提出すること。
- ⑩ 許可条件及び上記指示事項を守らない場合は、農地法第 51 条による許可の取消し又は原状回復命令等がされる場合があるので注意をすること。

(様式第27号)

農 地 転 用 許 可 済 標 識 板															
許 可 年 月 日		年 月 日			指 令 番 号		千葉県 指令第 号の ~								
事 業 者	住 所	氏名 (名称)						電話	()						
工事責任者	住 所				氏 名				電話						
土地所有者	住 所				氏 名				電話						
許可を受けた農地		(所在・地番・地目・地積)										外 筆	合計	m ²	
転 用 目 的		土 砂 等 の 利 用 に よ る 農 地 造 成													
許 可 期 間		年 月 日			~		年 月 日								
作 業 時 間		時 分			~		時 分								
埋 立 て 等 の 内 容		〔埋立等の埋立面積〕 m ² 〔埋立等の土砂の量〕 m ³ 〔埋立等の高さ〕 現地盤から m ³ 〔掘削の深さ〕 現地盤から m ³													
転用許可権者		千 葉 県 知 事													
連 絡 先		× × × × × 農 業 委 員 会 (電話 ()) × × × × × 農 業 事 務 所 (電話 ()) 千葉県農林水産部農地・農村振興課 (電話 ())													

注 産業廃棄物等を含んだ土砂等の搬入を禁止する。

(様式第28号)

公共事業の施行に伴う廃土処理に係る農地転用の申出書

年 月 日

様

公共事業施行者 氏 名
土地所有者 氏 名

下記により事業の施行に伴う廃土処理のため農地を恒久転用したいので申出をします。

1 当事者の氏名，住所	当事者の別		氏 名		住 所					
	公 共 事 業 施 行 者									
	土 地 所 有 者									
2 承認を受ける土地の 所在，地番，地目及 び面積並びに所有者 及び耕作者の氏名， 住所	土地の 所 在	地番	地 目		面積 ㎡	土地所有者		耕 作 者		
			登記簿	現 況		氏 名	住 所	氏 名	住 所	
	計	㎡ (田		㎡ 畑		㎡ 採草放牧地		㎡)		
3 恒久転用とする理由										
4 借上契約の内容	権 利 の 種 類			借 上 期 間			返還の条件			
				自 年 月 日 至 年 月 日						
5 公共事業計画	公共事業名									
	全体 計画	着工時期	年 月 日			事業概要				
		完了時期	年 月 日							
	廃土 計画	着工時期	年 月 日			事業概要				
完了時期		年 月 日								
6 土地所有者又は第三 者の返還後の土地利 利用計画	利 用 者	氏 名			住 所			土地所有者との関係		
	利用目的					事 業 概 要				
	工 期	着工	年 月 日							
完了		年 月 日								
7 転用することによっ て生ずる付近の土地 等への被害の防除の 概要										

記載注意

- (1) 土地所有者，返還後土地利用者が2人以上である場合には，その部分を別紙で添付すること。
- (2) 承認を受ける土地が複数筆である場合には，その部分を別紙で添付すること。
- (3) 廃土計画には農地への盛土量について，その高さ等も事業概要として明らかにすること。

[申請者]
公共事業施行者 住 所 郡 市 町 村 番地

氏 名
(名称)

土 地 所 有 者 住 所 郡 市 町 村 番地

氏 名
(名称)

年 月 日付け公共事業の施行に伴う廃土処理に係る農地転用の申し出のあった下表記載
農地の転用については承認する。

ただし、次の条件を付ける。

年 月 日

千 葉 県 知 事

印

[許可条件]

(1) 用途

(2) 申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完工の時期並びに被害防除措置等を含む）に従って事業の用に供すること。

(3) 転用に伴う工事について、許可後3か月後及びその後1年ごとに工事が完了するまで、その進捗状況報告を、工事が完了したときは、その完了報告をそれぞれ農業委員会へ2部提出すること。

[表]

市 町 村	大 字	字	地 番	地 目		面 積 m ²	備 考
				登記簿	現 況		

[注意事項]

(1) 申請書に記載された事業計画（用途、施設の設置、着工及び完工の時期並びに被害防除措置等を含む）に従って、その事業に供しないときは、農地法第51条の規定によりその許可を取り消し、条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは原状回復の措置等を取るべきことを命ずることがある。

(2) 地目変更の登記申請を行うときは、申請書記載の用途に供したことを確認できる農業委員会が発行した証明書を添付すること。

農業事務所

(第

号)

農業委員会

(第

号)

(様式第29号の2)

千葉県 指令第 号の

住 所
氏 名

年 月 日付けで記1ないし記3について申出のあった公共事業の施行に伴う廃土処理に係る農地の転用については、記4により承認しない。

年 月 日

千葉県知事

印

記

1 当事者の住所・氏名

(公共事業施行者) 住 所

氏 名

(土地所有者) 住 所

氏 名

2 用 途

3 土地の表示

4 不承認の理由

競（公）売買受適格証明願

下記のとおり転用を目的として農地の競（公）売に参加したいので、適格者であることを証明願います。

年 月 日

千葉県知事 様

住所
申請者 氏名

記

- 1 競（公）売の内容
- 2 競売裁判所名
公売行政庁名
- 3 入札期日又は期間（特別売却の期間）
- 4 買い受けようとする農地等

土地の所在			地番	地目		面積 m ²	所有者名	耕作者名	備考
市町村	大字	字		登記簿	現況				

- 5 転用の事業計画

記載注意

「5 転用の事業計画」については、事業の内容及び被害防除計画等を詳細に記入すること。

競（公）売買受適格証明書

年 月 日

住所
申請者
氏名 様

千葉県知事 印

あなた（貴社）は、下記について買受適格者であることを証明します。

記

- 競（公）売の内容
- 競（公）売の入札期日又は期間（特別売却の期間）
- 土地の表示

土地の所在				地目		面積 m ²
市町村	大字	字	地番	登記簿	現況	

競（公）売買受不適格通知書

年 月 日

住所

申請者

氏名

様

千葉県知事

印

年 月 日付で、あなた（貴社）から願出のあった記1に係る競（公）売買受適格証明については、記2の理由により証明しない。

記

1 土地の表示

土地の所在				地目		面積 m ²
市町村	大字	字	地番	登記簿	現況	

2 証明しない理由

(様式第 3 3 号)

農業委員会受付 年 月 日 番号

農地法施行規則第 2 9 条第 1 号に関する農地転用の届出書

下記農地について に供するため転用したいので届出をします。

年 月 日

農業委員会会長 様

住所
氏名

記

1 関係土地	市町村	大字	字	地番	地 目		地積	転用面積
					登記簿	現況	m ²	m ²
転用の目的		用 途 区 分			建 築 物 (工 作 物)			
2 に係る施設 の内容					種類	数量	面積 m ²	
3 転用しよう とする理由								
4 転用の時期		着手 年 月 日 完了 年 月 日 利用期間 永久 一時						
5 営農状況等	営農状況	自作地	小作地	貸付地	宅地面積			
	田	a	a	a	m ²			
	畑							
	採草放牧地							
	世帯員数	専農従事者	兼農従事者	その他 (農雇傭人)				
	名	名	名	名				
	家畜の所有 状 況	種 類						
		頭 数						
	大 農 機 具	種 類						
	所 有 状 況	台 数						
6 その他参考 事項								

(様式第 3 4 号)

農地法施行規則第 2 9 条第 1 号に関する転用関係整理簿

番号	届 出 年 月 日	届出者住所・氏名		土 地 の 表 示 及 び 転 用 面 積						転用目的	完了届 出 年 月 日	転用事実 確 認 年 月 日	備 考
		住所	氏 名	大 字	字	地 番	地 目	地 積 ㎡	転用面積 ㎡				

農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書

農業委員会会長

様

年 月 日

届出者

下記により農地を転用したいので、農地法第4条第1項第7号の規定により届出をします。

1 届出者の住所	住 所								
2 土地の所在， 地番，地目 及び面積並び に所有者及び 耕作者の氏名 住所	土地の所在	地 番	地 目		面 積	土地所有者		耕 作 者	
			登記簿	現況		m ²	氏 名	住 所	氏名
	計	m ² (田 m ² , 畑 m ²)							
3 転 用 計 画	転用の目的								
	転用の時期	工事着工時期	年 月 日						
		工事完了時期	年 月 日						
	転用の目的に係る事業又は施設の概要								
4 転用すること によって生ず る付近の農地 作物等の被害 の防除施設の 概要									

記載注意

- (1) 届出者が法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を，「住所」欄にその主たる事務所の所在地を，それぞれ記載すること。
- (2) 記載欄が足りない場合は，別紙に同様の記載欄を作成してそれぞれ届出書に添付すること。
- (3) 「転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄には，事業又は施設の種類，数量及び面積，その事業又は施設に係る取水又は排水施設等について具体的に記入すること。

農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書

農業委員会会長 様

年 月 日

譲受人氏名

譲渡人氏名

下記により転用のため農地(採草放牧地)の権利を設定、移転したいので、農地法第5条第1項第6号の規定により届出をします。

1 当事者の住所等	当事者の別	氏 名		住 所					
	譲受人								
	譲渡人								
2 土地の所在、地番、地目及び面積並びに所有者及び耕作者の氏名住所	土地の所在	地番	地 目	面 積	土地所有者		耕作者		
			登記簿 現況	m ²	氏名	住所	氏名	住所	
	計 m ² (田 m ² 畑 m ² 採草放牧地 m ²)								
3 権利を設定、移転しようとする契約の内容	権利の種類	権利の設定移転の別		権利の設定移転の時期		権利の存続期間		その他	
4 転用計画	転用の目的								
	転用の時期	工事着工時期	年 月 日						
		工事完了時期	年 月 日						
	転用の目的に係る事業又は施設の概要								
5 転用することによって生ずる付近の農地作物等の被害の防除施設の概要									

記載注意

- (1) 当事者が法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、それぞれ記載すること。
- (2) 当事者の氏名等の記載欄が足りない場合は、別紙に同様の記載欄を作成してそれぞれ届出書に添付すること。
- (3) 「転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄には、事業又は施設の種類、数量及び面積、その事業又は施設に係る取水又は排水施設等について具体的に記入すること。

(様式第37号)

受 理 通 知 書

届 出 者 氏 名

番 号

年 月 日

農業委員会会長

印

年 月 日付けで届出書の提出があった農地法第4条第1項第7号（第5条第1項第6号）の規定による届出についてはこれを受理し、年 月 日にその効力が生じたので、農地法施行令第3条第2項（第10条第2項）の規定により通知する。

1 届出者の氏名， 住所	氏 名	住 所			
2 土地の所在， 地番，地目及び 面積並びに権利 の種類及び設定 又は移転の別	土地の所在	地 番	地 目		面 積 m ²
			登 記 簿	現 況	
		権利の種類 及び設定又 は移転の別			
3 届出書が到達した 日					
4 届出に係る転用の 目的					

記載注意

- (1) 届出者が法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄に、その主たる事務所の所在地を、それぞれ記載すること。
- (2) 届出の効力発生日は、届出書が到達した日であるので、その日付を記入すること。
- (3) 「3 届出書が到達した日」は、農業委員会が届出書を受理した日とする。

第 年 月 日 号

住 所
氏 名 様

農業委員会会長

印

不 受 理 通 知 書

年 月 日付けで届出書の提出があった記1及び記2に係る農地法第 条第 項第 号 の規定による届出については、記3の理由により受理できないので、農地法施行令第3条第2項（第10条第2項）の規定により通知する。

記

- 1 土地の所在
- 2 届出に係る転用目的
- 3 受理できない理由

(教示)

- 1 この処分に不服があるときは、地方自治法第255条の2の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に名宛人を千葉県知事とした審査請求書（行政不服審査法第19条第2項に規定する事項を記載しなければなりません。）正副2通を千葉県知事に提出して審査を請求することができます（なお、処分があったことを知った日から3月以内であっても、処分のあった日の翌日から起算して1年を経過したときは審査請求をすることはできません。）。

なお、審査請求書は、当農業委員会を経由して千葉県知事に提出することもできますし、また、直接千葉県知事に提出することもできますが、直接提出する場合にはなるべく千葉市中央区市場町1番1号千葉県農林水産部農地・農村振興課長に提出してください。

- 2 この処分の取消しを求めるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、〇〇市（町・村）を被告として（訴訟において〇〇市（町・村）を代表する者は〇〇市（町・村）農業委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日から6箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできません。）。

ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

年 月 日

千葉県知事

様

(譲受人) 住 所

氏 名

(名 称)

(譲渡人) 住 所

氏 名

(名 称)

年 月 日付け千葉県 指令第 号の で 用地として
 農地法第 条の規定による許可を受けた千葉県 市(郡) 区・町(村) 大字
 字 番外 筆の 農地 m²に係る当初計画書を
 下記により変更したいので承認されたく申請します。

記

1 権利の内容

2 事業計画

	当 初 計 画	変 更 後 の 計 画
1 理 由 (当初事業計画にあつては、計画変更しなければならない理由)		
2 目 的 (用 途)		
3 建 設 計 画 (建築物等の構造、棟数、面積等)		
4 工 事 期 間	着工予定 年 月 日 完了予定 年 月 日	着工予定 年 月 日 完了予定 年 月 日
5 事業に要する経費		
6 資金の調達方法		
7 周辺農地等に係る 営農条件への支障 の有無		
8 行政庁の免許、 許可、認可等の見込		
9 そ の 他		

記載注意

- (1) 法第4条による許可の計画変更の場合は、「譲受人」欄に記載のこと。
- (2) 当初の5条許可が所有権移転以外の権利設定で事業者が事業計画を変更する場合は、両当事者の連名とする。
- (3) 譲渡人について当初許可時との変更が生じた場合については、変更内容が確認できる書類を添付すること。

(様式40号)

農地法第 条の規定による許可後の計画変更承認申請書

年 月 日

千葉県知事 様

(甲) [当初事業計画者] 住所

氏名

(乙) [承継者] 住所

氏名

年 月 日付け千葉県 指令第 号の で 用地として農地法第 条の規定による許可を受けた千葉県 市(郡) 区・町(村) 大字 字 番外 筆の農地 m²に係る甲の事業計画書を乙の事業計画書に変更したいので承認されたく申請します。

記

	当 初 計 画 (甲)		承継計画 (乙)
	当 初	一部変更後の計画	
1 理 由 (当初事業計画にあつては計画変更しなければならぬ理由)			
2 目 的 (用 途)			
3 建 設 計 画 (建築物等の構造, 棟数, 面積等)			
4 工 事 期 間	着工予定 年 月 日 完了予定 年 月 日	着工予定 年 月 日 完了予定 年 月 日	着工予定 年 月 日 完了予定 年 月 日
5 事業に要する経費			
6 資金の調達方法			
7 周辺農地等に係る営農条件への支障の有無			
8 行政庁の免許, 許可, 認可等の見込み			
9 そ の 他			

(様式 4 1 号)

農地法第 条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る意見書

年 月 日

当初計画者（甲）又は譲受人住所氏名		(外 名)		
承継者（乙）又は譲渡人住所氏名		(外 名)		
係当 る初 事計 項画 に	許可指令番号			
	許可年月日	年 月 日		
	許可地			
	許可面積	m ²	用途	
	当初建設計画	着工（予定） 年 月 日	完了予定	年 月 日
係変 更 計 項画 に	甲の用途・面積	用地 m ²		
	甲の建設計画	着工（予定） 年 月 日	完了予定	年 月 日
	乙の用途・面積	用地 m ²		
	乙の建設計画	着工（予定） 年 月 日	完了予定	年 月 日
農地の区分		農用地区域内の農地・甲種農地・第1種農地・第2種農地・第3種農地		
通 達 の 要 件 に よ る 審 査 事 項	検討事項（計画変更通達）		意 見	意見決定の理由
	1 許可条件に基づき許可の取消処分を行ってもその土地が旧所有者（法4条許可の場合は当初計画者）によって農地として効率的に利用されると認められないか		認められる ・ 認められない	
	2 当初計画者の事業計画の実行不可能が当初計画者の故意又は重大な過失と認められるか		認められる ・ 認められない	
	3 計画変更後の事業が当初計画の事業と比べてそれと同程度又はそれ以上の緊急性及び必要性があると認められるか		認められる ・ 認められない	
	4 変更後の転用事業がその計画に従って実施されることが確実であると認められるか		認められる ・ 認められない	
転 用	5 変更後の転用事業により周辺の地域における農業等に及ぼす影響が当初計画の事業による影響と比べてそれと同程度又はそれ以下であると認められるか		認められる ・ 認められない	
	検討事項（転用許可基準）		意 見	意見決定の理由
	1 資力及び信用		適当 ・ 不適当	
2 転用行為の妨げとなる権利を有する者がいる場合にはその同意状況		有 ・ 無		

許可基準による審査事項	3 申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性	確実 ・ 不確実	
	4 行政庁の免許，許可，認可等の見込み	確実 ・ 不確実	
	5 申請に係る農地以外の土地を利用できる見込み	確実 ・ 不確実	
	6 計画面積の妥当性	適当 ・ 不適当	
	7 宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	適当 ・ 不適当	
	8 周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無 ① 災害発生のおそれ ② 農業用排水機能への支障 ③ 集団的に存在する農地の蚕食・分断 ④ 日照，通風等への支障 ⑤ その他の支障	有 ・ 無 有 ・ 無 有 ・ 無 有 ・ 無 有 ・ 無	
	9 一時転用である場合にはその妥当性 ① 転用目的 ② 転用期間 ③ 復元計画 ④ 農振農用地の有無 ⑤ 有の場合，当初許可年月日	適当 ・ 不適当 適当 ・ 不適当 適当 ・ 不適当 適当 ・ 不適当 有 ・ 無 年 月 日	
	10 農地の利用の集積への支障の有無 ① 農業経営基盤強化法第 19 条の「地域計画の有無」 ② 農業経営基盤強化法第 19 条第 7 項の規定による「地域計画」の案の公告 ③ その他の利用集積への支障	有 ・ 無 有 ・ 無 有 ・ 無 有 ・ 無	
	許可地の現況（転用事実確認証明の交付の有無）		
	総 合 意 見		
	変更承認に当たり留意すべき事項		

記載事項

- (1) 承継者のない場合，甲のみ記載すること。
- (2) 承継を伴う計画変更，法第 5 条による許可の目的変更又は期間延長による計画変更の場合は，譲受人及び譲渡人を記載すること。
- (3) 転用事業者が事業目的を変更しないで事業計画地の区域又はレイアウトを変更する場合には，事業計画の変更申請内容が上記「通達の要件による承認の基準の 4， 5」及び「転用許可基準による審査事項の 1～10」を満たすかどうかを審査すること。
- (4) 「転用許可基準による承認の基準の 2， 4， 5， 7， 9， 10」の意見については，当該申請について検討該当事項がない場合には，○印は付さない。
- (5) 「転用許可基準による審査事項の 4」の意見は，市町村が他法令の許認可等の権限を有している場合に記載する。

上記のとおり送付します。

年 月 日

千葉県知事

様

農業委員会会長

(様式42号の1)

千葉県 指令第 号の
(譲受人) 住 所
氏 名
(名 称)
(譲渡人) 住 所
氏 名
(名 称)

年 月 日付けで申請のあった 年 月 日付け千葉県 指令第 号の を
もってした農地法第 条第1項の規定による許可に係る転用事業の変更については許可に付し
た用途及び条件を下記のとおり変更し、これを承認する。

年 月 日

千葉県知事 印

記

1 転用事業計画の変更を承認する土地

市町村	大 字	字	地 番	地 目	面 積(㎡)	備 考

2 変更後の用途

3 条 件

転用事業計画変更承認申請に係る変更後の事業計画に従って事業の用に供すること。

農業事務所

農業委員会

(様式42号の2)

千葉県 指令第 号の

申請者

(当初事業計画者) 住 所

氏 名 (名称)

(承 継 者) 住 所

氏 名 (名称)

年 月 日付けで申請のあった 年 月 日付け千葉県 指令第 号の を
もってした農地法第 条第1項の規定による許可に係る転用事業の変更については許可に付し
た用途及び条件を下記のとおり変更し、これを承認する。

年 月 日

千 葉 県 知 事 印

記

1 転用事業計画の変更を承認する土地

市町村	大 字	字	地 番	地目	面積 (㎡)	備 考

2 変更後の用途

3 条 件

(1) 転用事業計画変更承認申請に係る変更後の事業計画に従って事業の用に供すること。

農業事務所

農業委員会

(様式42号の3)

千葉県 指令第 号の
(譲受人) 住 所
氏 名
(名称)
(譲渡人) 住 所
氏 名
(名称)

年 月 日付けで申請のあった 年 月 日付け千葉県 指令第 号の を
もってした農地法第 条第1項の規定による許可に係る転用事業の変更については許可に付し
た用途及び条件を下記のとおり変更し、これを承認する。

年 月 日

千 葉 県 知 事 印

記

1 権利の内容

2 転用事業計画の変更を承認する土地

市 町 村	大 字	字	地 番	地 目	面 積 (㎡)	備 考

3 変更後の用途

4 (1) 変更前の一時転用期間

(2) 変更後の一時転用期間

5 条件

(1) 転用事業計画変更承認申請に係る変更後の事業計画に従って事業の用に供すること。

(2) 年 月 日までに承認地を農地に復元すること。

農業事務所

農業委員会

(様式43号の1)

千葉県 指令第 号の

(譲受人) 住 所

氏 名

(名 称)

(譲渡人) 住 所

氏 名

(名 称)

年 月 日付けで申請のあった 年 月 日付け千葉県 指令第 号の を
もってした農地法第 条第1項の規定による記1及び記2に係る転用事業の変更については、記
3の理由により承認しない。

年 月 日

千葉県知事 印

記

1 申請土地

2 変更後の用途

3 不承認の理由

(様式43号の2)

千葉県 指令第 号の

(当初事業計画者) 住 所

氏 名

(名 称)

(承 継 者) 住 所

氏 名

(名 称)

年 月 日付けで申請のあった 年 月 日付け千葉県 指令第 号の を
もってした農地法第 条第1項の規定による記1ないし記2に係る転用事業の変更については、
記3の理由により承認しない。

年 月 日

千 葉 県 知 事 印

記

1 申 請 土 地

2 変更後の用途

3 不承認の理由

(様式43号の3)

千葉県 指令第 号の

(譲受人) 住 所

氏 名

(名 称)

(譲渡人) 住 所

氏 名

(名 称)

年 月 日付けで申請のあった 年 月 日付け千葉県 指令第 号の を
もってした農地法第 条第1項の規定による記1ないし記4に係る転用事業の変更については、
記5の理由により承認しない。

年 月 日

千 葉 県 知 事 印

記

1 申 請 土 地

2 権 利 の 内 容

3 用 途

4 (1) 変更前の一時転用期間

(2) 変更後の一時転用期間

5 不承認の理由

(様式 4 4 号)

転 用 事 実 確 認 証 明 願

年 月 日

農業委員会会長 様

申請者 住 所

氏 名

下記の農地は、農地法第 4，5 条の規定により許可（又は受理）された目的のとおり転用したことを確認願います。

記

1 申 請 者 譲受人（権利者）

譲渡人（義務者）

2 土地の表示

市町村	大 字	字	地 番	登記簿地目	面積（㎡）	備考

3 許可指令番号（受理通知番号）及び年月日

千葉県 指令第 号の 年 月 日

（ 第 号 ）

4 利用目的

（施設の概要）

5 現況地目変更完了年月日 年 月 日

上記転用の事実と相違ないことを確認する。

年 月 日

農業委員会会長 印

記載注意

1，2，及び 4 の記載は、許可申請書控により記入する。

(様式45号)

公共事業の施行に伴う廃土処理に係る転用事実確認証明願

年 月 日

農業委員会会長 様

申請者 住 所

氏 名

下記の農地は、公共事業の施行に伴う廃土処理に係る農地転用の承認により承認された利用目的のとおり転用したことを確認願います。

記

- 1 申請者 公共事業施行者
土地所有者

2 土地の表示

市町村	大 字	字	地 番	登記簿地目	面積 (㎡)	備考

3 承認指令番号及び年月日

千葉県 指令第 号の 年 月 日

4 利用目的

(施設の概要)

5 現況地目変更完了年月日

年 月 日

上記転用の事実と相違ないことを確認する。

年 月 日

農業委員会会長 印

記載注意

- 1, 2, 及び4の記載は、許可申請書控により記入する。

(様式46号)

地目変更登記に係る照会に対する回答書（又は調査結果）

年 月 日

※ 様

農業委員会会長（ 農業委員会事務局長）

年 月 日付け第 号をもって（当農業委員会に）照会のあった件につき、下記のとおり回答（調査結果を報告）します。

記

1 現地調査年月日	年 月 日									
2 土地の表示と 現 況 地 目	所 在		地 番	登記簿 地 目	面 積 ㎡	土地所有者の住所・氏名		現況地目		
						氏名	住 所			
3 転用許可等の 有無とその内容	有	許可等年月日		許 可 条 項		転用目的		許可等を受けた者の氏名・住所		
		年 月 日		農地法第 条						
	無	該当 に○		許可を得ることが必要であるが許可を得ていない。						
				許可を得ることが必要でない案件である。						
4 都道府県からの 指 示 事 項	該当に○			原状回復命令を行わない。						
				近く原状回復命令を行う。						
5 そ の 他 参 考	都 市 計 画 法 関 係				農 振 法 関 係			その他		
	線引都市計画		未線引都市計画		農振地域内		農 振 地域外			
	市街化 区 域	市 街 化 調整区域	用途地域	用 途 地域外	農用地 区域内	農用地 区域外				

記載注意事項

- (1) 2の「現況地目」欄は「農地」又は「非農地」と記入し、「農地」と記入されたものは4の欄の記入は行わない。
- (2) 3の「許可等」とは許可及び届出の受理であり、「許可等を受けた者の氏名・住所」欄の記入は、権利の設定、移転に係る許可等の案件については権利の取得者とする。
- (3) 4の「原状回復命令」は、対象土地を農地の状態に回復すべきことを命ずるものをいう。また、4の欄は、許可条件違反により非農地化されている場合にも記入する。
- (4) 5の欄は、該当箇所には○印を付す。「その他」欄には、条件違反転用の内容、貸付地等その他参考となる事項を記入する。
※登記官 裁判所 国税局等を記入する。

(様式47号)

原 状 回 復 命 令 措 置 の 通 知 書

年 月 日

※ 様

農業委員会会長(農業委員会事務局長)

貴職からの 年 月 日付け照会に対する、 年 月 日付け回答

農業委員会事務局長が調査結果を提出

調査結果を提出 した下記土地については、別添「処分又は命令書」写しのとおり、

原状回復命令が発せられたので通知します。

記

土地の表示

[注]

- (1) 別添には、処分又は命令書の写し(様式第56号)を添付するものとする。
- (2) 通達(「登記簿上の地目が農地である土地の農地以外への地目変更登記に係る登記官からの照会の取扱いについて」(昭和56年8月28日付け56構改B第1345号 農林水産省構造改善局長通達))の記の1の(3)の回答を同(5)により農業委員会事務局長が行ったものについて、農業委員会会長がこの通知を行う場合には「回答」に代えて「農業委員会事務局長が調査結果を提出」と、農業委員会事務局長がこの通知を行う場合には「回答」に代えて「調査結果を提出」と記載する。

※登記官 裁判所 国税局等を記入する。

(様式48号)

農地への原状回復命令を行わないこととされた事案についての通知書

年 月 日

※ 様

農業委員会会長(農業委員会事務局長)

貴職から 年 月 日付けで照会があり, 年 月 日付けで回答

農業委員会事務局長が調査結果を提出

調査結果を提出 した下記土地については,

のため原状回復命令を行わないこととされたので通知します。

記

土地の表示

[注]

- (1) 通達(「登記簿上の地目が農地である土地の農地以外への地目変更登記に係る登記官からの照会の取扱いについて」
(昭和56年8月28日付け56構改B第1345号 農林水産省構造改善局長通達))の記の1の(3)の回答を同(5)
により農業委員会事務局長が行ったものについて、農業委員会会長がこの通知を行う場合には「回答」に代えて「農
業委員会事務局長が調査結果を提出」と、農業委員会事務局長がこの通知を行う場合には「回答」に代えて「調査結
果を提出」と記載する。
- (2) 空欄には、原状回復命令を行わないこととされた理由を記載することとするが、その例としては、①違法転用者の弁
明内容を容認した。②勧告指導段階で原状回復が行われた。等が考えられる。

※登記官 裁判所 国税局等を記入する。

(様式第49号)

農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

申請者

氏 名

下記により 登記申請をするため農地法の規定に基づく許可を要しないことを証明願います。

土 地 の 所 在 地						
土 地 の 地 目 , 面 積	登 記 簿	地 目	面 積	現 況	地 目	面 積
			m ²			m ²
土 地 の 所 有 者						
所有権等取得の時期 及び取得原因	時 期	年 月 日				
	原 因					
農地又は採草放牧地 でなくなった時期及び 事 実 の 詳 細	時 期	年 月 日				
	事 情					
同上の時期, 事実を 立証する書面, 写真 又は記録等						
証明を受けようとする 理 由						

添付書類・記載注意等

- 1 申請土地の公図の写しを添付し, 周辺の登記簿地目と現況を公図上に併記すること。
- 2 写真の添付は, 撮影の年月日と地点及び方向を公図上に記入すること。
- 3 土地所有者欄は申請が土地所有者でないときは, 住所, 氏名を記入すること。
- 4 「下記により一(空白の箇所)一」には, 目的である所有権移転, 地目変更等を記入すること。

この願出の記載事項について調査したところ, (農地 ・非農地)と認められるため, 送付します。

年 月 日

農業委員会会長

(様式第50号の1)

証明第 号

現 況 確 認 書

住 所

氏 名

次の土地については、農地法の規定に基づく許可を要しないことを証明する。

土地の表示

市 町 村	大 字	字	地 番	地 目		面積 (㎡)	摘 要
				登記簿	現 況		

年 月 日

千葉県知事 印

(様式第50号の2)

証明第 号

現 況 確 認 書

住 所

氏 名

次の土地についての農地法の規定に基づく許可を要しないことの証明書は, これを交付しない。

土地の表示

市 町 村	大 字	字	地 番	地 目		面積 (㎡)	摘 要
				登記簿	現 況		

年 月 日

千葉県知事 印

(様式第51号)

現 地 調 査 表

調 査 年 月 日 年 月 日
調 査 者 職 氏 名

別添のとおり、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願が提出されたので調査したところ、下記のとおり現地を確認しました。

記

市 町 村	土 地 表 示					申 請 者 氏 名	確 認 事 項	
	大 字	字	地 番	地 目				面積(m ²)
				登記簿	現 況			

(様式第 52 号)

違反転用事案報告書

年 月 日

千葉県知事

様

農業委員会会長

農地法第 51 条に該当する事案が発生したので、次のとおり報告する。

調査年月日	年 月 日	発生年月日	年 月 日	発見手段				
違反転用の内容					農地転用許可基準			
					上の農地区分			
違反転用者 氏名及び住所					職 業		電 話	
違反転用に関係する土地の所在、 地番、地目 及び面積等	土地の 所在	地番	地目		面積 (㎡)	土地の所有者		
			登記簿	現況		氏名	住所	職業
違反転用に係る 関係者の 氏名、住所等	関係者の種類	氏名及び名称		住所		職業	電話	
	工事施工者							
	工事請負人							
	工事下請人							
	一般承継人							
	転得者							
転用許可処分の 内容	許可年月日		年 月 日					
	許可権者							
	許可に係る転用目的							
	許可に付した条件							
	許可を受けた転用事業者の 氏名住所及び職業等		氏 名		住 所		職 業	

違反転用に至るまでの経過					
違反者の事情聴取の内容					
関係者（施工業者）等の 事情聴取の内容					
付近の農林水産業又は 生活環境への被害の状況					
違反転用に関して他の法令 等により許認可等を要する 場合はその手続等の状況					
土地利用計画との関係					
特定土地改良事業等 の実施状況	事業の種類	事業施工者	施工面積	違反転用に係る面積	施工時期
農業委員会のとった措置					
事業催告通知後の指導状況	(許可条件違反の場合のみ記入)				
農業委員会の意見					
その他参考となる事項					

添付書類

- | | |
|--|----------------------------------|
| 1 土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。） | 6 土地所有者、施工者及び関係者等の関係を証する書類（契約書他） |
| 2 位置図、周辺状況図、公図の写し等 | |
| 3 違反者及び関係者の住民票、法人登記簿謄本 | 7 農地転用許可書写（許可条件違反の場合） |
| 4 写真（周辺状況を含む ポラロイドは不可
撮影日時、撮影者、撮影位置のわかるものを
添付） | 8 転用許可申請書の調書（許可条件違反の場合） |
| | 9 催告通知書写し（許可条件違反の場合） |
| 5 工事停止及び是正勧告書写し | 10 その他参考資料 |

(様式第 53 号)

第 号
年 月 日

農 林 水 産 部 長 様

農 業 事 務 所 長

違反転用事案報告の送付について

年 月 日付けで別添のとおり違反転用事案の報告があり、調査したところ下記のとおりで送付します。

記

- 1 違反転用に係る土地の表示
- 2 関係者
- 3 違反転用の内容
- 4 是正方針

(様式第 54 号)

第 号
年 月 日

農 林 水 産 部 長 様

農 業 事 務 所 長

違反転用事案に係る是正指導について

年 月 日付け第 号により送付した事案について、下記のとおり是正指導しておりますが、違反転用者は指導に従わず、農地に復旧する意思も認められません。

したがって、農地法第 51 条の規定による処分（原状回復命令等）を行うこともやむを得ないものと認められますので報告します。

記

- 1 指導経過
- 2 現在の状況
- 3 他法令の関係

(様式第 55 号の 1)

第 号
年 月 日

違反転用者

（土地所有者
工事施工者
工事請負人 様
工事下請人
一般承継人
転 得 者

農業委員会会長 印

農地の違反転用について（勧告）

あなた（貴社）は、下記の農地において農地法の許可を受けずに（農地法の許可条件に違反した）工事を実施（農地以外の用途に供）していることは農地法に違反しています。

ついては、直ちに工事を中止（農地に復元、許可条件どおりの工事を）するよう勧告します。

記

1 土地の表示

(注)文言は適宜変更可

(様式第 55 号の 2)

第 号
年 月 日

違反転用者

(土地所有者
工事施工者
工事請負人 様
工事下請人
一般承継人
転 得 者

千葉県 農業事務所長 印

農地の違反転用について（勧告）

あなた（貴社）が、下記農地について農地法第 4 条第 1 項又は同法第 5 条第 1 項の規定による転用許可を受けずに農地以外の用途に供している（許可条件に違反した工事を行っている）ことは、農地法に違反する転用行為であります。

ついては、直ちに工事を中止し、下記期日までに農地の状態に復旧する（許可条件どおりの工事を行う）よう勧告します。

なお、期日までに農地に復旧されない（許可条件どおりの工事を行わない）場合は、農地法第 51 条の規定により処分が行われ、刑罰を受けることがあります。

記

1 土地の表示

2 期 日

(注)文言は適宜変更可

(様式第 55 号の 3)

勸 告 書

番 号
年 月 日

違反転用者住所
氏名

千葉県知事

印

あなた（貴社）は、次のとおり、農地法第 51 条第 1 項第 号に該当しているので、直ちに工事その他の行為を中止するよう勧告します（又は原状回復その他違反を是正するために必要な措置をとることを勧告します）。

これに応じない場合には、同条による処分（命令）をすることがある。

違法行為に係る 土地の所在・地 番・地目・面積	土地の所在	地番	地目		面積 (㎡)	備考
			登記簿	現況		
農地法第 51 条 に該当する内容 及びその理由						

(様式第 56 号の 1) (農地等を転用する面積が 4ha を超える案件の場合)

処分又は命令書

番 号
年 月 日

違反転用者 (住所)
(氏名)

千葉県知事

印

農地法第 51 条第 1 項の規定により次のとおり処分する (又は措置することを命ずる)。

処分又は命令の内容	
原状回復等の措置の履行期限	年 月 日
処分又は命令を行う理由	

- (注) 1 原状回復等の措置の履行を完了したときは、遅滞なくその旨を書面により農業委員会を經由して当職あて届け出ること。
- 2 原状回復等の措置の履行期限までに完了することができなかつたときは、その理由及び原状回復等の措置の履行状況についての報告書を農業委員会を經由して当職あて提出すること。
- 3 原状回復等の措置の履行期限までに正当な理由がなくてこの命令に従わなかつたときは、農地法第 51 条第 3 項の規定により「命令に従わなかつた旨」、「命令に係る違反転用に関係する土地の所在等」、「命令に係る違反転用の内容」、「命令の内容等」、「命令を受けた者の氏名 (法人の場合はその名称及び代表者の氏名)」について公表することがある。
- 4 履行期限までに原状回復等の措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないときは、農地法第 51 条第 4 項の規定により原状回復等の措置の全部又は一部を当職において行うことがある。
- 5 当職において原状回復等の措置の全部又は一部を行った場合には、その費用を貴殿 (御社) から徴収することがある。

「教示」

- 1 この処分に不服があるときは、地方自治法第 255 条の 2 の規定により、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に名宛人を農林水産大臣とした審査請求書 (行政不服審査法第 19 条第 2 項に規定する事項を記載しなければなりません。) 正副 2 通を農林水産大臣に提出して審査を請求することができます (なお、処分があつたことを知った日から 3 月以内であっても、処分のあつた日の翌日から起算して 1 年を経過したときは審査請求をすることはできません。)。

なお、審査請求書は、当知事を經由して農林水産大臣に提出することもできますし、また、直接農林水産大臣に提出できますが、直接提出する場合にはなるべく埼玉県さいたま市中央区

新都心2-1さいたま新都心合同庁舎2号館 関東農政局長に提出して下さい。

- 2 この処分の取消しを求めるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、千葉県を被告として（訴訟において千葉県を代表する者は千葉県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日から6箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできません。）。

ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

（記載要領）

- 1 処分を行う場合又は行為の停止を命ずる場合には、「原状回復等の措置の履行期限」欄には記載する必要はない。
- 2 「（注）」は、原状回復等の措置を講ずる旨の命令を行う場合に記載する。

(様式第 56 号の 2) (農地等を転用する面積が 4ha 以下の案件の場合)

処分又は命令書

番 号
年 月 日

違反転用者 (住所)
(氏名)

千葉県知事

印

農地法第 51 条第 1 項の規定により次のとおり処分する (又は措置することを命ずる)。

処分又は命令の 内容	
原状回復等の措置 の履行期限	年 月 日
処分又は命令を 行う理由	

- (注) 1 原状回復等の措置の履行を完了したときは、遅滞なくその旨を書面により農業委員会を
経由して当職あて届け出ること。
- 2 原状回復等の措置の履行期限までに完了することができなかったときは、その理由及び
原状回復等の措置の履行状況についての報告書を農業委員会を経由して当職あて提出す
ること。
- 3 原状回復等の措置の履行期限までに正当な理由がなくてこの命令に従わなかったとき
は、農地法第 51 条第 3 項の規定により「命令に従わなかった旨」、「命令に係る違反転
用に関係する土地の所在等」、「命令に係る違反転用の内容」、「命令の内容等」、「命
令を受けた者の氏名 (法人の場合はその名称及び代表者の氏名)」について公表すること
がある。
- 4 履行期限までに原状回復等の措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ず
る見込みがないときは、農地法第 51 条第 4 項の規定により原状回復等の措置の全部又は
一部を当職において行うことがある。
- 5 当職において原状回復等の措置の全部又は一部を行った場合には、その費用を貴殿 (御
社) から徴収することがある。

「教示」

- この処分に不服があるときは、行政不服審査法第 2 条の規定により、この処分があったこと
を知った日の翌日から起算して 3 月以内に名宛人を千葉県知事とした審査請求書 (同法第 19
条第 2 項に規定する事項を記載しなければなりません。) を千葉県知事に提出して審査請求を
することができます (なお、処分があったことを知った日から 3 月以内であっても、処分のあ
った日の翌日から起算して 1 年を経過したときは審査請求をすることはできません。)。
- この処分の取消しを求めるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6
箇月以内に、千葉県を被告として (訴訟において千葉県を代表する者は千葉県知事となりま

す。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日から6箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできません。）。

ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

（記載要領）

- 1 処分を行う場合又は行為の停止を命ずる場合には、「原状回復等の措置の履行期限」欄には記載する必要はない。
- 2 「（注）」は、原状回復等の措置を講ずる旨の命令を行う場合に記載する。

(様式第 57 号)

違反転用是正調査報告書

年 月 日

千葉県知事

様

農業委員会会長

下記のとおり違反転用地の是正がされ、現地を確認できたので報告します。

記

違反転用者	住所 氏名
農地所有者	住所 氏名
違反転用地	ほか 筆[田 m ² 畑 m ²]
違反の内容	
他法令の状況	
違反報告年月日	年 月 日
是正確認年月日	年 月 日
確認事項	
調査職員氏名	

(添付書類) 是正完了届出書及び写真等

(様式第 58 号)

違反転用是正計画書

年 月 日

千葉県知事 様
農業委員会会長 様

(土地所有者) 住所
氏名
(工事施工者等) 住所
氏名

下記農地の違反転用については、年 月 日までに是正（農地復元・原状回復・許可条件どおり施工）する計画であり、その手順は別添工程表のとおりです。

なお、今後下記農地その他の土地において農地転用を行う際には、農地法所定の手続をとり許可を得てから（許可条件どおり）施工します。

記

1 土地の表示

(是正計画図及び工程表を添付のこと)

[注]文言は適宜変更可 土地所有者と工事施工者等が連署することが望ましい。

(様式第 59 号)

違反転用是正完了届出書

年 月 日

千葉県知事 様
農業委員会会長 様

(土地所有者) 住所
氏名
(工事施工者等) 住所
氏名

下記農地の違反転用については、年 月 日に是正（農地復元・原状回復・許可条件どおり施工）が完了しましたので届け出します。

なお、今後下記農地その他の土地において農地転用を行う際には、農地法所定の手続をとり許可を得てから（許可条件どおり）施工します。

記

1 土地の表示

[注]文言は適宜変更可 土地所有者と工事施工者等が連署することが望ましい。

(様式第 60 号)

違反転用是正履行状況報告書

年 月 日

千葉県知事 様
農業委員会会長 様

(土地所有者) 住所
氏名
(工事施工者等) 住所
氏名

年 月 日付け 第 号で勧告（処分又は命令）がありました
違反転用については、先に是正計画書を提出したところですが、下記のとおり是正が
遅滞しておりますので、早急に遅滞解消に努めます。

また、現在の是正履行状況と是正（履行）完了予定日を併せて報告します。

記

- 1 土地の表示
- 2 履行が遅滞している理由
- 3 現在の是正履行状況
- 4 是正（履行）完了予定日

[注]文言は適宜変更可 土地所有者と工事施工者等が連署することが望ましい。

(様式第61号)

農地法第4・5条の規定による許可処分の証明願

年 月 日

千葉県知事

様

住所

願出者

氏名

年 月 日付け千葉県 指令第 号の により下記事項について
農地法第 条の規定による許可を受けたことを証明願います。

記

1 許可を受けた者の住所、氏名

	氏 名	住 所	備 考
譲受人			
譲渡人			

2 許可を受けた権利の内容及び転用目的

権利の内容

転用目的(用途)

3 許可を受けた土地

市町村	大 字	字	地 番	地 目		面積(m ²)	備 考
				登記簿	現 況		

4 証明を受ける理由

記載注意

「4 証明を受ける理由」については、許可証紛失の理由及び証明書の使途を記載する。

(様式第62号)

農地法第4・5条の規定による許可処分の取消願

年 月 日

千葉県知事

様

願出者 住所
氏名

願出者 住所
氏名

年 月 日付け千葉県 指令第 号の により下記事項について
農地法第 条の規定による許可を受けましたが、下記理由により本許可を取消し願います。
記

1 許可を受けた者の住所、氏名

	氏 名	住 所
譲受人		
譲渡人		

2 許可を受けた権利の内容及び転用目的

権利の内容

転用目的(用途)

3 許可を受けた土地

市町村	大 字	字	地 番	地 目		面積(m ²)	備 考
				登記簿	現 況		

4 許可処分の取消しを受けようとする土地の利用状況及び今後の土地利用計画

5 取消し理由

(様式第63号)

千葉県 指令第 号の

住 所

譲受人

氏 名(名称)

住 所

譲渡人

氏 名(名称)

年 月 日付け千葉県 指令第 号の で許可した下記農地の
農地法第 条の規定による転用の許可は、取消願が提出されたのでこれを取り消す。

年 月 日

千 葉 県 知 事

印

記

市 町 村	大 字	字	地 番	地目	面 積(m ²)	備 考

農業事務所

農業委員会

〔注〕願出の取消には教示は付さない。

(様式第64号)

農地法第4・5条の規定による許可申請の取下願

年 月 日

千葉県知事

様

願出者 住所
氏名

願出者 住所
氏名

年 月 日付けで農地法第 条の規定による許可申請を行いましたが、
下記理由により取り下げします。

記

1 許可申請に係る土地

市町村	大字	字	地番	地目		面積(m ²)
				登記簿	現況	

2 許可申請に係る権利の内容及び転用目的

権利の内容

転用目的(用途)

3 取下げ理由

(様式第65号)

第 号の
年 月 日

申請者 住所
氏名 様

千葉県農林水産部長
(千葉県 農業事務所長) 印

農地法第 条の規定による許可申請の取下げについて(通知)
年 月 日付けで願出のあった下記土地に係る農地法第 条の規定による許可
申請の取下願は, 年 月 日受理されたので通知します。

記

土地の表示

市 町 村	大 字	字	地 番	地 目	面 積(㎡)

(様式第66号)

転 用 許 可 申 請 受 付 簿

指 令 番 号	委 員 会 名	譲受人	譲渡人	目 的	土 地 の 表 示			経 過	他 法 令 等	許可年月日		
受付年月日	受付年月日	権利の種類	農地性	面 積	大 字	字	地番			完了年月日		
								取下		諮問		・ ・
								変更		法令		(一転期間満了)
		取消		あて					(・ ・)			
		転記		照会					・ ・			
・ ・	・ ・ ・	所・賃・使・	農・甲・1・2・3					取下		諮問		・ ・
								変更		法令		(一転期間満了)
		取消		あて					(・ ・)			
		転記		照会					・ ・			
								取下		諮問		・ ・
								変更		法令		(一転期間満了)
		取消		あて					(・ ・)			
		転記		照会					・ ・			
・ ・	・ ・ ・	所・賃・使・	農・甲・1・2・3					取下		諮問		・ ・
								変更		法令		(一転期間満了)
		取消		あて					(・ ・)			
		転記		照会					・ ・			
								取下		諮問		・ ・
								変更		法令		(一転期間満了)
		取消		あて					(・ ・)			
		転記		照会					・ ・			
・ ・	・ ・ ・	所・賃・使・	農・甲・1・2・3					取下		諮問		・ ・
								変更		法令		(一転期間満了)
		取消		あて					(・ ・)			
		転記		照会					・ ・			

(様式第67号)

農業振興地域整備計画の変更済証明書

農業振興地域制度

担 当 部 局 長 様

住所

申請者

氏名

下記の土地について、農業振興地域の整備に関する法律第13条の規定による農業振興地域整備計画の変更済であることを証明願います。

記

土地の表示

大 字	字	地 番	地目	面 積	変 更 年 月 日	見直し・一般・軽微
					土 地 利 用 目 的	計 画 者

注：「見直し・一般・軽微」欄は、全体見直し、一般管理、軽微変更による変更の別を記入すること。

上記土地は、農業振興地域の整備に関する法律第13条の規定による農業振興地域整備計画の変更済であることを証明する。

年 月 日

農業振興地域制度

担 当 部 局 長

印

農地法附則第2項第 号に基づく協議に係る事案の概要書

年 月 日
千 葉 県

申請者の住所・氏名	譲受人 譲渡人	都道府県 市郡 町村	氏名							
		都道府県 市郡 町村	氏名							
申請土地	所在地番	都道府県 市郡 町村 大字 番 外 筆								
	地目別面積	田 m ² 畑 m ² 採草放牧地 m ² その他 m ²								
	10a当たり平均収穫高	田 kg 畑 kg 採草放牧地 kg	当該市の平均 田 kg 畑 kg							
権利を設定・移転しようとする契約の内容		権利の種類	権利の設定・移転の別 設定・移転							
		権利の設定・移転の時期								
		権利の存続期間								
農地の区分										
許可基準に定める農地の区分の該当事項										
該当事項とした判断理由										
転用候補地内の農地の区分別面積及びその割合	農振農用地	甲種農地	第1種農地							
	面積 m ²	m ²	m ²							
	割合 %	%	%							
特定土地改良事業等関係	事業の種類	事業施工者	施行面積 m ²							
			申請地に関する面積 m ²							
			施行時期 年 月 日							
申請農地と都市計画の関係	都市計画決定の有無	計画区域内	計画区域外 (告示 年 月 日)							
	都市計画法第8条の地域地区の決定	地域地区の種類								
		(決定なし)								
申請農地と農業振興地域整備計画との関係	農業振興地域決定の有無	振興地域内	振興地域外 (告示 年 月 日)							
	農用地区域決定の有無	農用地区域内	農用地区域外 (決定 年 月 日)							
転用事業概要	(1) 転用計画	転用目的	工事計画							
	転用目的に係る事業又は施設の概要		第1期計画		第2期計画		合 計			
			工事計画	名称	棟数	建築面積 m ²	所要面積 m ²	棟数	建築面積 m ²	所要面積 m ²
			土地造成		棟	m ²	m ²	棟	m ²	m ²
			建築物		棟	m ²	m ²	棟	m ²	m ²
			小 計		棟	m ²	m ²	棟	m ²	m ²
			工作物		棟	m ²	m ²	棟	m ²	m ²
			小 計		棟	m ²	m ²	棟	m ²	m ²
			合 計		棟	m ²	m ²	棟	m ²	m ²
	(2) 資金調達計画									
(3) 給水及び排水計画										
(4) 周辺の農地への被害排除計画										
(5) 農地以外の土地利用の見込み										
(6) 転用目的を達成するために 妨げとなる権利がある場合その権利内容、その同意状況										
(7) 転用候補地が土地改良区の地区内に含まれるときは、当該土地改良区の意見の内容										
転用に伴い必要となる免許、許可、認可等の内容及び処分見込みの状況										
法令(条例を含む。)により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況										
農業上の土地利用との調整を了している場合等はその概要										
許可条項及び説明										
付すべき条件										
協議に際して特記すべき条件										

記載注意

- 「農地の区分」欄には、「農地法の運用について」(平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知。以下「運用通知」という。)第2の1に規定する農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第2種農地又は第3種農地の別を記載する。
- 「農地区分」の「農地転用に関する許可基準に定める農地の区分の該当事項」欄には、改正通達の区分に従い、例えば、第1種農地にあつては、「運用通知第2の1のイの(ア)のa」のように、第2種農地にあつては、「運用通知第2の1のオの(ア)のaの(a)」のように記載する。
- 「農業上の土地利用との調整を了している場合、その概要」の欄については、調整した土地利用計画等の名称、調整経緯等を記載すること。
- 「協議に際して特記すべき事項」欄については、都道府県知事が許可の適否の決定に際し、特に協議しておくべき事項を記載すること。
- 「法令(条例を含む。)により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況」の欄については、申請に係る事業の施行に関して法令(条例を含む。)により定められた協議先となる行政庁へ照会の上、当該協議を了したかどうかの別を含め許可の適否について記載すること。

許可申請に係る申請書類チェック一覧表

譲受人 外 名 所・賃・使
 譲渡人 外 名 恒久・一時

1 一般(証明書類は、申請前3か月以内のものとする)

書類の内容	書 類 の 種 類	様式	備 考	農委会	事務所	農地課
1 許可申請	1 許可申請書	第 1 号 の1	記載漏れ等に注意			
2 転用申請 地の状況 等に関する 書面	1 土地の登記事項 証明書		記載されている住所が登記名義人の現住所 と異なる場合は、住民票を添付 抵当権等が設定されている場合、関係権利 者が同意していることについて、事業者に確 認			
	2 土地所有者の同意書		賃借人が貸付地を転用又は貸付する場合			
	3 借人等の同意書		権利が設定がされている場合、転用許可まで に法第18条の解約をする旨の同意書			
3 申請者の 行為能力 等に関する 書面	1 法人の登記事項 証明書		法人申請の場合			
	2 法人の定款又は 寄附行為		法人申請の場合			
	3 登記名義人が死 亡している場合、 相続関係(土地の 所有関係)が確認 できる書面		①相続関係図 ②戸籍・除籍謄本 ③相続放棄申述受理謄本、遺産分割協議書 又はこれに代わるべき同意書等の書面			
4 転用申請 地の位置と 農地区分 の判断に 関する書 面	1 位置図		最寄の駅、役場、インターチェンジ、その他の 公共施設からの位置がわかるもので、縮尺を 記載			
	2 公図の写し		①縮尺600分の1程度で周辺土地の地番・地 目・土地所有者・耕作者名を記載 ②申請地がわかるよう色枠 ③赤道は赤色・青道は青色に色塗り			
	3 周辺土地利用状 況図		周辺の土地利用が分かる図面			
	4 申請地の現況写 真		申請地を含めた周辺の写真			
5 事業計画 に関する 書面	1 事業計画書	第2号	必要になった理由を詳細に明記 [注]隣接農地所有者及び耕作者への転 用事業の説明状況も記載			
	2 土地利用計画図		縮尺300分の1から600分の1で位置と隣接 境界と施設間の距離・土地利用計画を詳細 に記載			
	3 埋立て等事業計 画書・計画図	第20号	転用事業が県及び市町村の埋立条例(残土 条例)に該当する場合に添付し、土砂により 埋立する場合は、当該採取事業の認可書 (写し)を添付			
	4 建物等施設の平 面図		縮尺200分の1から300分の1			
	5 排水計画図		排水施設の構造・放流先を記載			
6 資金計画 に関する 書面	1 資金計画書					
	2 資力を証する書 面		①預貯金残高証明書 ②融資(見込み)証明書 ③補助金の内示通知書等			
	3 見積書					

書類の内容	書類の種類	様式	備考	農委会	事務所	農地課
7 農業上との利調整に関する書面	1 土地改良区の意見書		申請地が土地改良区域内にある場合(得られなかった場合には、その理由書を添付)			
	2 水利権者及び漁業権者の同意書		取水・排水について水利権者又は漁業権者の同意書(得られなかった場合には、理由書を添付)			
	3 農業振興地域整備計画の変更済証明書等	第67号	変更の時期、目的等を記載した農振担当課の発行する書面 なお、農振農用地の除外時の目的等が変更になった場合は、変更後の目的等について市町村長との調整を了したことを証する書面			
8 知事・移譲市の長又は農業委員会が必要と認める場合に添付する書類	1 土砂等発生元証明書	第22号				
	2 搬入経路図		搬入経路がわかるもの			
	3 土砂等処理経路証明書	第23号				
	4 地質分析結果証明書		『千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例』施行規則別記第4号様式に準ずるもの(平成3年環境庁告示第46号による)			
	5 その他		知事・移譲市の長又は農業委員会が審査上その書類が必要であるとするについて、具体的・合理的理由がある場合			
9 その他	1 公有財産管理者の同意		道路・水路の占有使用許可書等(申請中の場合は申請書の写し)			
	2 他法令の許認可申請書等の写し又は申請状況を説明した書面		他法令の許認可等が必要な場合(未申請の場合は、今後の申請予定等の状況を説明した書面を添付)			
	3 地積測量図		一筆の一部を転用する場合 〔注〕所有権移転・地目変更を伴う場合は分筆後の申請を指導する。			
	4 開発土地一覧表		農地以外の土地を含む開発土地の一覧表			
	5 確認書		委任状が添付されている場合、事業者が事業計画どおり事業を行う旨の確認書			

2 用途別

書類の内容	書類の種類	様式	備考	農委会	事務所	農地課
1 建売分譲住宅	1 事業経歴書		これまでの事業経歴を明記し、転用許可済地があるときはその履行状況も記載			
	2 収支予算書		当該事業に関するもの			
	3 宅地建物取引業免許証の写し					
2 資材置場・駐車場	1 既存施設利用状況の説明書(土地利用状況図でも可)		既存施設の写真を必ず添付し、所在・面積・資材の品目・数量・台数等を具体的に記載			
	2 既存施設との位置関係図		事業所・既存の資材置場・申請地との位置関係がわかる地図			
	3 事業経歴書					
	4 事業実績書・事業計画書		資材置場の場合、申請地を必要とする具体的理由として添付			

書類の内容	書類の種類	様式	備 考	農委会	事務所	農地課
2 資材置場・ 駐車場	5 数量(品目、台数)算定根拠説明資料		資材の品目・数量・管理方法、駐車台数(種類・目的別)の算定根拠を説明する。			
	6 過去の許可済地の概要説明書		過去に許可済地がある場合			
	7 確約書		転用目的以外に使用しない旨の確約書			
3 貸資材置場	1 資材置場の添付書類の他、申請者の関係がわかる書類		5条申請に係るものは原則許可しないが、例外的に許可できるものに該当する場合は、貸付先事業者について、上記資材置場の添付書類の他、申請者と貸付先の関係が明確にわかる書類を添付			
4 貸駐車場	1 駐車場の添付書類の他、需要説明書		周辺住民・企業からの要望がある場合には、要望書をもって説明書とするが、不特定多数の者を対象とする場合には、事業者側からの需要見込みを説明した書面等			
5 駐車スペースを伴う事業	1 台数算定根拠説明書		店舗・事務所等に併設して、20台分以上の駐車場を設ける場合に添付			
6 砂利採取・土・岩石採取事業に係る一時転用	1 登録業者通知書、農地復元誓約書(様式第21の2)、土地目録、見取図、平面図及び縦横断図		砂利採取法、県土採取条例、採石法による認可申請書に添付した書類でも可 * 平面図及び縦横断図は、申請地が掘削区域内にある場合に添付			
	2 農地復元計画書・図面		農地復元方法について詳細かつ具体的に記入			
	3 農地復元の履行保証契約		土地所有者、砂利採取事業者、保証人3者間の契約で、農地復元の履行保証を明記したもので、申請地が農用地区域内で掘削区域内にある場合に添付			
	4 工事工程表					
7 宅地分譲	1 事業経歴書		事業経歴を明記し、転用許可済地があるときはその履行状況も記載			
	2 収支予算書		当該事業に関するもの			
	3 宅地建物取引業免許証の写し					
	4 宅地分譲の契約書(案)		宅地分譲契約に係る契約書様式等			
8 産業廃棄物中間処理施設	1 産業廃棄物処理施設設置等事前協議終了通知書の写し					
	2 搬入経路図					
	3 平面図					
	4 事業経歴書					

3 一時転用

書類の内容	書類の種類	様式	備 考	農委会	事務所	農地課
1 一時転用の新規申請	1 農地復元誓約書(様式第21号の2)		利用状況確認のための一時転用を除く。 また、砂利等採取事業に係る一時転用は、用途別6による。			
	2 農地復元計画図					
	3 工事工程表					

4 他法令関係

関係する法令	該当の有無	該当「有」の場合に記載		備 考 (手続が未了の場合 の状況等)
		許可等の権限者	申請又は事前協議の提出	
都市計画法・その他 開発関係	有 ・ 無	県 ・ 市町村	済(受理日 /)・ 未	
埋 立 条 例	有 ・ 無	県 ・ 市町村	済(受理日 /)・ 未	
道 路 法	有 ・ 無	県 ・ 市町村	済(受理日 /)・ 未	

* 都市計画法(開発関係)・埋立条例・道路法については必ず記載し、それ以外で関係する他法令の状況を下に記入すること。

農業事務所及び農業委員会のコメント欄

・ 農業委員会

*「8 知事・移譲市の長又は農業委員会が必要と認める場合に添付する書類」の「5 その他」として申請者に提出させた書類がある場合には、その内容及びその書類が必要であるとする理由について説明すること。

・ 農業事務所

(様式 7 1 号)

『土砂等の利用による農地造成』（一時転用）許可申請に係る申請書類チェック一覧表

－他法令関係（関係するものに○印）－

譲受人

賃 ・ 使

{ 土砂等埋立て条例，森林法
国有財産法（赤道・青道）
道路法・その他 }

譲渡人

1 一般（証明書類は、申請前 3 か月以内のものとする）

書類の内容	書類の種類	様式	備考	農委会	事務所	農地課
1 許可申請	1 許可申請書	第 1 号の 2	記載漏れ等に注意			
2 転用申請地の 状況等に関する 書面	1 土地の登記事項証明書					
	2 土地所有者の同意書		賃借人が賃借地を転用又は貸付する場合			
	3 賃借人等の同意書		権利（使用収益権）が設定されている場合			
3 申請者の行為 能力等に関する 書面	1 法人の登記事項証明書		法人申請の場合			
	2 法人の定款又は寄付行為		法人申請の場合			
	3 登記名義人が死亡している場合、相続関係（土地の所有関係）が確認できる書面		①相続関係図②戸籍・除籍謄本等③相続放棄申述受理謄本，遺産分割協議書又はこれに代わるべき同意書等の書面			
	4 事業経歴書		事業経歴を明記し，転用許可済地がある場合は，その履行状況も記載			
4 転用申請地の 位置と農地区分の 判断に関する 書面	1 位置図		原則として縮尺 10, 000 分の 1			
	2 公図の写し		①縮尺 600 分の 1 程度で周辺土地の地番・地目・土地所有者・耕作者名を記載②申請地がわかるよう色枠③道路（赤道）は赤色・水路（青道）は青色に色塗			
	3 周辺土地利用状況図		動態図等の周辺の土地利用がわかる図面			
	4 申請地の現況写真		申請地を含めた周辺の写真			
5 事業計画に関する書面	1 事業計画書	第 2 号	①様式欄ウ，エ，オ，カ，キ，ク，ケについての説明があること②埋立ての理由及び造成後の農地としての利用計画が具体的に明記されている理由書が添付されていること			
	2 埋立て等事業計画書	第 2 0 号	①記入されている内容が図面の内容と一致していること②土砂等の確保の見込があること			
	3 埋立て計画平面図		全体区域及び農地区域がわかるもの			

書類の内容	書類の種類	様式	備考	農委会	事務所	農地課
	4 現況及び計画縦横断面図		掘削深（天地返しの場合）及び覆土高がわかるもの			
	5 作付け計画書	第 2 1 号 の 1	作付け状況及び造成後の予定収穫量等が記入されていること			
	6 作付け誓約書	第 2 1 号 の 3	所有権移転請求権等の仮登記が付いて不耕作となっている農地及び所在市町村内の所有農地の全てが不耕作となっている農地の場合			
	7 契約書の写し		目的・契約期間・施工計画等が明記されているもの ①賃貸借（使用貸借）契約書（5条） ②工事請負契約書（4条）			
	8 工事工程表					
	9 土砂等発生元変更届出書	第 2 5 号	発生元が変更になる場合 必要に応じて下記 1 0 ・ 1 1 ・ 1 2 ・ 1 3 を添付			
知事又は農業委員会が必要と認める場合に添付する書類	1 0 土砂等発生元証明書					
	1 1 搬入経路図		搬入経路がわかるもの			
	1 2 土砂等処理経路証明書	第 2 3 号				
	1 3 地質分析結果証明書		『千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例』施行規則別記第 4 号様式に準ずるもの（平成 3 年環境庁告示第 4 6 号による）			
6 資金計画に関する書面	1 資金計画書					
	2 資金計画の添付書類		①預貯金残高証明書②融資証明書等			
	3 見積書					
7 農業上との利用調整に関する書面	1 土地改良区の意見書		申請地が土地改良区域内にある場合			
	2 水利権者及び漁業権者の同意書		取水・排水について水利権者又は漁業権者の同意書（得られない場合は、理由書）が添付されていること			
	3 埋立て等の市町村長の意見書	第 2 4 号	①農業委員会と市町村担当部局により協議調整が行われたもの ②農振農用地、第 1 種農地、甲種農地の埋立て等の場合に添付すること			
	4 他法令の許認可申請の書の写し又は申請状況を説明した書面		未申請の場合は、今後の申請予定等の状況を説明した書面が添付されていること			
	5 地積測量図		一筆の一部を転用する場合に添付			

書類の内容	書類の種類	様式	備考	農委会	事務所	農地課
8 その他	1 公有財産管理者の同意		道路・水路の占有使用許可書等 (申請中の場合は申請書の写し)			
	2 他法令の許認可申請書の写し又は申請状況を説明した書面		未申請の場合は、今後の申請予定等の状況を説明した書面が添付されていること			
	3 地積測量図		一筆の一部を転用する場合に添付			
	4 農地復元の誓約書	第 2 1 号 の 2				
	5 開発土地一覧表		農地以外の土地を含む開発土地の一覧表			
	6 その他		知事又は農業委員会が審査上その書類が必要であることについて、具体的・合理的理由がある場合			

農業事務所及び農業委員会のコメント欄

・農業委員会

※「8 知事・移譲市の長又は農業委員会が必要と認める場合に添付する書類」の「6 その他」として申請者に提出させた書類がある場合には、その内容及びその書類が必要であるとする理由について説明すること

・農業事務所

(様式 7 2 号)

『産業廃棄物最終処分場』許可申請に係る申請書類チェック一覧表

－他法令関係（関係するものに○印）－

譲受人

所 ・ 賃 ・ 使

廃棄物処理法，森林法
 国有財産法（赤道・青道）
 その他

譲渡人

1 一般（証明書類は、申請前 3 か月以内のものとする）

書類の内容	書類の種類	様式	備考	農委会	事務所	農地課
1 許可申請	1 許可申請書	第 1 号	記載漏れ等に注意			
2 転用申請地の 状況等に関する 書面	1 土地の登記事項証明書					
	2 土地所有者の同意書		賃借人が賃借地を転用又は貸付する場合			
	3 賃借人等の同意書		権利（使用収益権）が設定されている場合			
3 申請者の行為 能力等に関する 書面	1 法人の登記事項証明書		法人申請の場合			
	2 法人の定款又は寄付行為		法人申請の場合			
	3 登記名義人が死亡している場合、相続関係（土地の所有関係）が確認できる書面		①相続関係図②戸籍・除籍謄本等③相続放棄申述受理謄本，遺産分割協議書又はこれに代わるべき同意書等の書面			
	4 事業経歴書		事業経歴を明記し，転用許可済地がある場合は，その履行状況も記載			
4 転用申請地の 位置と農地区分の 判断に関する 書面	1 位置図		原則として縮尺 10, 000 分の 1			
	2 公図の写し		①縮尺 600 分の 1 程度で周辺土地の地番・地目・土地所有者・耕作者名を記載②申請地がわかるよう色枠③道路（赤道）は赤色・水路（青道）は青色に色塗			
	3 周辺土地利用状況図		動態図等周辺の土地利用のわかる図面			
	4 申請地の現況写真		申請地を含めた周辺の写真			
5 事業計画に関する書面	1 事業計画書	第 2 号				
	2 埋立計画平面図		全体区域及び農地区域がわかるもの			
	3 現況及び計画縦横断面図		掘削深及び覆土高がわかるもの			
	4 排水計画図面		排水施設の構造・放流先を記載			
	5 搬入経路図					

書類の内容	書類の種類	様式	備考	農委会	事務所	農地課
6 資金計画に関する書面	1 資金計画書					
	2 資金計画の添付書類		①預貯金残高証明書②融資証明書等			
	3 見積書					
7 農業上との利用調整に関する書面	1 土地改良区の意見書		申請地が土地改良区域内にある場合			
	2 水利権者及び漁業権者の同意書		取水・排水について水利権者又は漁業権者の同意書（得られない場合は、理由書）が添付されていること			
	3 農業振興地域整備計画の変更済証明書	第67号	変更の時期、目的等を記載した農振担当課の発行する書面			
8 その他	1 公有財産管理者の同意		道路・水路の占有使用許可書等 （申請中の場合は申請書の写し）			
	2 他法令の許認可申請書の写し又は申請状況を説明した書面		産業廃棄物処理施設設置等事前協議終了通知書の写し、その他他法令の許認可等が必要な場合			
	3 地積測量図		一筆の一部を転用する場合に添付			
	4 開発土地一覧		農地以外の土地を含む開発土地の一覧			
	5 その他		知事又は農業委員会が審査上その書類が必要であるとすることについて、具体的・合理的理由がある場合			

農業事務所及び農業委員会のコメント欄

・農業委員会

※「8 知事又は農業委員会が必要と認める場合に添付する書類」の「6 その他」として申請者に提出させた書類がある場合には、その内容及びその書類が必要であるとする理由について説明すること

・農業事務所